

# 令和5年第1回阿武町議会定例会 会議録

## 第 2 号

令和5年3月14日(火曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 14時08分

### 議事日程

開会 令和5年3月14日(火) 午前9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

### 出席議員(8名)

#### 議席番号

1番 米津高明

2番 上村萌那

3番 白松靖之

4番 西村容子

5番 松田 穰

6番 池田倫拓

7番 副議長 市原 旭

8番 議長 末若 憲二

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席したもの

町長 花田 憲彦

副町長(総務課長事務取扱) 中野 貴夫

教育長 能野 祐司

まちづくり推進課長 藤村 憲司

健康福祉課長 矢次 信夫

戸籍税務課長 水津 繁斉

農林水産課長 野原 淳

土木建築課長 高橋 仁志

教育委員会事務局長 藤田 康志

会計管理者 近藤 進

福賀支所長 佐村 秀典

宇田郷支所長 小野 裕史

欠席参与 なし

## 事務局職員出席者

議会事務局長           三 浦       貴

議会書記               平 田 祥 子

開会 午前9時00分

### 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 ただ今の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり一般質問です。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、松田 穰君、6番、池田倫拓君を指名します。

### 日程第2 一般質問

○議長 日程第2、一般質問を行います。一般質問の通告者が6人ありますので、議長により通告順に発言を許します。

はじめに1番、米津高明君、ご登壇ください。

○米津議員 みなさん、おはようございます。日本共産党の米津高明です。

それでは、一般質問第1項目目の質問をはじめます。

教育費の完全無償化に向けてということで、今日は第1項目目の質問をします。

阿武町が町の施策として、子育て支援の充実を今までずっとしてきました。選ばれる阿武町に貢献してきたと、私はずっと思っています。

しかし、副教材や体育服などの負担がやはり保護者にとって大きいのではな

いでしょうか。

保育園は、保育費、給食費は無償、しかし、3歳～5歳児は主食のご飯は持参ということです。そして、入園時に園児服の購入に約10,000円、3歳～5歳児には、教材の月刊誌代が年間約5,000円くらいはかかってくるということです。

阿武小学校では、入学時に服装や教材費に約42,000円、6年間で教材費や修学旅行費、給食費などで約183,500円、福賀小学校では、入学時に同じくおよそ46,500円、6年間で約143,000円が必要となります。

中学校では、入学時におよそ67,600円、3年間では約187,500円がかかります。

このように、保育園から中学校まで、1人あたり約500,000円ほどかかります3年間で。小中学校の9年間だけで計算しますと、485,000円ぐらい、年間では54,000円ぐらいにはなります。これに各家庭で購入のランドセル代などがかかってきます。家計の負担がかなり大きいと思っています。

岸田首相は、異次元の少子化対策をとることを明言しています。子ども教育支援を最重要政策として位置付けもしています。

このことから、町としても国に教育費の完全無償化を大きく働きかけてほしいと思っています。こども手当などで、所得制限撤廃が大きく取り上げられています。所得制限に対する不満が渦巻いているわけですね。学校を完全に無償化すれば、つまり教育費の負担をゼロにすれば、こういったことも解決することではないでしょうか。

阿武町として国に要求しつつ、阿武町としてもさらに踏み込んだ施策として、教育費の完全無償化を実現してほしい。

国に教育費の完全無償化を強く求めていくことと、国に先行して実現に向けての施策を是非行ってほしいと思っています。町長の答弁をお願いします。

○議長 ただ今の1番、米津高明君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長(花田憲彦) 米津議員のご質問は、国に対する教育費の完全無償化の要求と、国に先行して無償化に向けたさまざまな施策を実現してほしいとのご質問であります。

先日の施政方針でも申し上げましたが、本町の新年度予算は、子育てを応援し、産業や福祉を未来につなげる予算と銘打って、目玉施策として新たに、子育て支援学校給食費助成事業を創設し、既に制度化している、高校生までの医療費の無償化と、それから、0歳から3歳未満児を含めた保育料の完全無償化、これと併せて、阿武町子育て3点セットと銘打ちまして、県下でも極めて充実した子育て支援対策になっておるといふふうに考えております。

こうした中、米津議員のご指摘は、小学校、中学校の児童生徒を持つ家庭においては、入学時、就学時、あるいは修学旅行時等々、いろいろな段階で大きな負担が生じており、米津議員の試算では、保育園から中学校までで約50万円、他にもランドセル代等を含め、大きな支出が生じるので、こうしたことを含めた形で教育費の完全無償化を国に要望してほしいということであります。

確かに、子どもを持つ家庭の負担は大変大きなものがありまして、特に、いわゆる低所得世帯の負担については、特に配慮を要すると思っております。

こうした中、米津議員もよくご承知のこととは存じますが、こうした世帯に対しては、国の制度として就学援助制度がありますが、これは経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、要保護、準要保護児童生徒援助費補助金が交付されることになっています。

若干詳しく申し上げますと、年間の学用品購入費や、学校給食費などの他に、校外活動費や修学旅行費も対象でありまして、交付額は、世帯の状況や実費支給もあるので一律ではありませんが、基準額で申しますと、小学生では1人1年間で約68,000円、中学校では1人年間約90,000円、さらに、これに加えて入学時には、カバンや学用品などの購入費として、小学校で1人あたり56,000円、中学校で60,000円が新入学学用品費として交付され、さらに、修学旅行に参加する場合には、小学校で約22,000円、中学校で約60,000円を限度に、実費が支給されることになっています。

そして、これを計算しますと、単純計算であります。小学生が基本68,000円ありますから、これの6年間で408,000円、これに新入学学用品等の補助がありますから、これが56,000円、これも先程いいましたが、修学旅行の助成が22,000円、これの小学校の全部を加えますと、小学校の時代に486,000円の援助が受けられるということになります。

そして同じことではありますが、中学校であります。基本が90,000円ありますから、これの3年間で270,000円、これに学用品費60,000円、さらに、修学旅行助成が60,000円、これを加えると390,000円となりまして、小中通算でいきますと、876,000円の援助があるわけであります。

従いまして、先ほど米津議員が、保育園から中学校までで約500,000円とか数字を言われましたが、それなりの援助が受けられるわけでありまして、私はこの制度は、現在の物価高の中でも、特に低所得世帯に対する教育費のセフティーネットとして、十分に機能しているというふうに考えております。

こうした中、教育費の完全無償化を、阿武町として国に要求ということですが、私といたしましては、先般、岸田総理が異次元の少子化対策を掲げられまして、この3月末を目途にその基本方針を示し、6月末までには予算倍増に向けた具体的施策の大枠を示すというふうにされておりますので、まずは、国がどのような施策を展開するのか、その動きをしっかりと注視していきたい

と考えております。

その上で、私は、義務教育分野に関して、地方自治体が行う施策は、国の施策の補完的な部分を、その自治体の特色を持って行うことが重要であるというふうに考えております。

従いまして、町としては、施策の緊急性や必要性、そして重要性をじっくりと判断し、財政状況や他の市町の状況等も見ながら、必要と判断したならば、思い切った施策も必要に応じ講じて参りたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○米津議員 今、国がしている援助を、いろいろと説明していただきましたが、これは、阿武町に在籍してるというか、児童生徒全員じゃないですね？

どのぐらいの方がこの制度から貰っているかいうことを、ちょっと数字的にわかれば、だいたい結構です。

○議長 教育委委員会事務局長。

○教育委委員会事務局長 今年度就学援助を受けている児童生徒は、14人になります。

小学校6人、中学校が8人であります。全校児童は、小中学校の全校児童は、178人です。小学校が113で中学校は65人というふうになっております。

○議長 1番、再々質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○米津議員 今、回答いただきましたが、全校生徒全校児童生徒からすると、1割にも満たない方しかこういうのがされていないということで、その他の家庭も十分、どういうんですかね、こういうのを賄えるだけの所得であるかいうたら、そうじゃないギリギリの方もいらっしゃると思うんですね、だから、公平にこういうことをもっとやっていただきたい。阿武町の自治体だけでは、私もかなり負担が大きいので、今回のこの給食費はものすごい素晴らしいなと私は思っています。だから、他のことに関しては、県や国に強く求めていただいて、より充実した、多くの方に教育は無償、誰でも受けられるというふうな方向性を持って進んでいただきたいと思いますので、その辺も含めて、また町として、どういうふうな方向性で行かれるのかというのを、ちょっとお話しいただければと思います。

○議長 町長。

○町長 本当に教育費の無償化が、国によっては無償化しておるところ、完全

ではないかもしれませんが、ほぼ無償化という国は沢山あるわけで、特に北欧の方はそういったところが多いわけでありまして、今まさに先ほど申し上げましたように、岸田総理が異次元の子育て支援をするということでありまして、まだ中身が見えてません。ですから、先ほどのセーフティネットはもちろん、相当充実しておるといふふうに思いますが、今言われるような、それに該当しない方々は、その恩恵を浴しておるわけじゃないんですね、なるべく教育費は安い方が子育て支援にもつながりますし、また、2人3人と産もうという気になる、ならないか、やっぱそこも大きな影響があります。義務教育の段階だけでなしにですね、大学までそういったものが、ある意味北欧のような、北欧の一部のところのように、もう大学までは無償ということもあります。そういったとこまでいければ、それは子育て、少子化対策についても大きな影響は私はあると、確かにあるということでありまして、そういったことを含めて、総理は異次元のことをやっていきたい。多分、それは少子化対策にももちろんつながっていくということを見通しての話だといふふうに思いますが、まずは私としては、それをしっかりと見極めたい、そして、何が出てくるか、そして、それによって、また県がその補完をどうしていくのかという話もある。

先ほど申しましたように、そしてその中で今度阿武町はどこを補完していくのか、それは全てが今いきなりですね、全部無償化できるということは、私はそれは難しいと思います。ですから、最後のところで市町村がやっていくのは、うちはここをやっていこうと、ここではやっぱり特色が出てくるというふうに思います。そのときにまた財政状況もやっぱりそこに影響してくる、というふうに思いますから、まずは全体の枠、国の枠、県の施策、これらをしっかりと見極めた中で、そこを補完できるものがあれば、そのことについては、一般財源を突っ込んででもしっかりとやっていきたい、というふうなスタンスであります。

○議長 以上で、1項目目の質問を終わります。続いて、2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○米津議員 それでは、2項目目の質問をはじめます。阿武町の自然保護施策等に関する質問になります。

今、阿武町の地域おこし協力隊員の募集案内に、阿武町は人口約3,000人の小さな町です。今やあたり前のように、田舎でもどこにでもあるコンビニがないなど、大きな開発を行っていないため、ずっと昔から阿武町の暮らしを支えてくれた、豊かな森・里・海が残っています。2018年9月には、町全体が日本ジオパーク認定を受けましたとか、奈古・福賀・宇田郷の3地区からなる小さな町で、森・里・海の豊かな自然環境の恵みを楽しみ、同時にその生態系を保護してきた当町では云々と、そういうのが書かれています。

それではお聞きします。阿武町内にどのような希少野生動植物が生息しているのか、その希少種の保護活動はどのように阿武町として行っておられたか、このような生態系の保護と開発、つまり今回問題になっている大型風力発電設置とのバランスを、どう町として考えておられるのか、お答えをいただきたいと思えます。町長の答弁をよろしくお願ひします。

○議長 ただ今の1番、米津高明君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2項目は、阿武町の自然保護施策等に関するご質問であります。

まず、希少な動植物の生息実態と保護活動についてであります。町内には、県指定の天然記念物として、大覚寺のビャクシンの巨樹、そして鶴ヶ嶺八幡宮のクスノキ、そして姫島樹林があり、また、同じく県指定の自然記念物として、熊田溜池のミツガシワの群落、そして御山神社の樹林、そしてミヤマウメドキ群落がそれぞれ指定されております。なお、町指定の記念物はありません。

こうした中、今申し上げました記念物は、全て植物、またはその群落でありまして、議員の質問のような、生息調査、保護活動として、日頃特別な活動をしているわけではありませんが、ミヤマウメドキ群落につきましては、ご承知のように、繁殖地に生育していることを示す看板を設置するとともに、これにより保護活動を行っているところであります。

また、平成5年から実施しました、宇生賀地区の熊田ため池改修事業の際には、先ほどの、県の自然記念物のミツガシワが、ため池の一部に生育しておりましたので、これを保護するために、県の自然保護課と協議しながら、同地区内のため池跡の湿地、および亀尻地区の手間ヶ谷上ため池の2ヶ所への、仮の移植を行った記録があるところであります。

なお、熊田ため池のミツガシワにつきましては、工事竣工後も、前の場所に生育が確認されましたことから、仮移植したものについては、そのまま残して定着をしているとの情報を得ております。

また、動物についての指定は、県および町においても無いわけではありますが、ミヤマウメドキ群落の周辺には、アブサンショウウオの生息が確認されていると伺っております。

このアブサンショウウオは、従来はカスミサンショウウオの中の阿武型と呼ばれておりましたが、環境省のレッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類、いわゆる絶滅の危険が増大している種として登録されておりましたが、令和元年に、山口県阿武町、萩市、山口市、および島根県津和野町の標高150メートルから970メートルの山間部に生息している固有種として、アブサンショウウオとして、新たに分類されたものであります。

そして、このアブサンショウウオであります。福賀の山中の湿地帯に生息していることが確認されているところであります。町として、特に生息地や



生息状況を調査したことはありません。

なお、アブサンショウウオは、令和4年1月からは、特定第2種国内希少野生動物へ指定され、個体および卵を、商業目的で取引することは禁止されているところであります。

こうした中、希少生物の生態系の保護と、大型風力発電施設とのバランスについてであります。

お答えする前に、実は今年の1月20日に、米津議員もその団体に属されていて、その場にいらっしゃったわけではありますが、阿武風力発電所に反対の立場を取っておられる三つの団体、正確にいきますと、阿武風力発電所建設計画を考える会、そして、阿武・萩の未来をよくする会、さらに、阿武風力発電所ちゃあなんか考える会の三つの団体から、今回の風力発電事業の中止を求める111筆の署名が提出されました。

なお、署名者の住所につきましては、阿武町の方が75筆で、阿武町は有権者が約2,800人でありますので、割合でいきますと2.7%の人が署名されたということになります。そして残りが、ネットのオンライン署名を含めて、阿武町外の全国の市町村の方で936筆となっております。

一部にですね、阿武町民の中の1,011人が反対署名をしたと勘違いされている向きもあるようでありますので、議員各位にも、正確な情報を共通認識していただくために、一応申し上げておきます。

さて、私はこれまでも一貫して申し上げておりますが、阿武町での風力発電所建設の計画に対しましては、阿武町への立地が必要とされているのであれば、現在、環境影響評価の手続きをしておる最中であり、開発を全て悪と決めつけるのではなくて、風力発電を含む再生可能エネルギーの確保は、地球温暖化対策として有効であり、全世界的課題としても取り組まれ、日本においても、各地で取り組まれているわけであり、まさにバランスの問題でありまして、当然、開発に伴い懸念される、住民のみなさんの健康被害、また、自然災害等を回避し、あるいは最小限になることが大前提であることは、最初から事業者であるHSEはもとより、山口県知事に対しても、これまで町長意見として一貫として申し述べているところであります。

そして、ご質問にあります、希少生物の生態系の保護についても、計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書でも、保護動植物の影響を最大限に低減する方法を取るよう、意見を発出しているところであります。

また、アブサンショウウオをはじめとする希少生物についても、まさに、環境影響評価準備書の作成に向けて、現在、計画地および周辺の詳細な現地調査が実施中であり、調査終了は、今月末の予定と聞いているところでありまして、また、並行して、採算性を見極める風況調査も実施されているところでありまして、これらにより、風車の建設位置や、工事用道路の位置も計画されるよう

でありますから、これまで申し上げているとおり、今後提出される環境影響評価準備書を見極めた上で、また、住民のみなさんの意見の動向等も踏まえた中で、しっかりと町長意見を知事に提出するつもりであります。

なお、その上で法律に基づき、また関係する住民等の合意を得て、事業者において適切な施工、および生態系への保護等の措置がなされることが確認出来た場合は、それは適正な開発であると考えておりますので、このことにつきましてはご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○米津議員 今、答弁いただきましたけれども、私も所属しているこの町長が今言われました3団体ですけども、決して自然エネルギーを使った風力発電そのものに反対をしているわけではありません。これをまずちょっとみなさんにいっておきたいと思っています。

ただ、なぜあそこなのか、あの貴重なさつきちょっと町長も言われましたように、アブサンショウウオとか、ミヤマウメドキが生息しているような土地に、土地の付近に作るかという、このことから言えば、もう中止になって長い長いですけども、イージスアショア、町長は常々いわれていたのが、イージスアショアそのものには反対はしていないと、なぜむつみに建てるのか、影響のあるところに、私達のこの阿武町の影響にあるところに建てるのか、ということで反対といわれてました。私なんか申し入れを行ったときには、そういうことを、私たちはイージスアショアそのものに反対でしたけれども、そういうことをいわれてました。

今回のことと言えば、全く同じだと思います。例えば、HSEが影響があるから、少なくするとなっても、一番沢山こう詰まればあつこう作るところにアブサンショウウオとかが沢山生息しています。私達のグループの1の方が、もうそれこそ毎日のようにあの辺を歩き回って、今約120ヶ所で卵を見つけています。あの辺に建設されると、直接そこに建設するのではないけども、それによって工事道路で影響があるとか、土砂の災害、水の中で湿地が乾いてしまって湿地じゃなくなる、そういうことで、アブサンショウウオの生息が危ぶまれるわけですね。だからそういうことをしないでほしい、という私達のグループの希望です。

だから、そこにはやはり建てないでほしい。結論的にはそういうことです。

○議長 町長。

○町長 ちょっと先に訂正をさせていただきます。

私は気付かなかったんですが、全体の署名の筆数を 111 といったらしいんですけども、日本全国から集まった署名全体はオンラインも含めて 1,011 です。そのうち阿武町の方は 75 というこれが正確です、いい間違えてたらしいので、まずは訂正をさせてください。

そして、その中で今米津議員が言われましたけども、この署名のタイトルがですね、(仮称)阿武風力発電の中止を求める署名と、いうふうになっておまして、そのものを中止してくださいという話でありまして、先ほどちょっと矛盾を感じるころが私はあるんですけども、そういうところを回避してくれということと、中止を求めるとは全然意味合いが違うというふうに私は思いますけれども、そういうタイトルであります、ありました。

私どももそういった希少な動植物をですね、壊してまでやるというふうなことを許可、許容できるはずはありませんし、ずっとはじめからそのことは、町長意見として、そういうことはしないような施策を講じた中でできるのであればいいですよ、いいですよとはいってないんですけど、のように計画をしてくださいというふうな意見書を出してますよね、ご存知ですよ、はじめから、ですよ。ですから、それよりもいうことはないんですけども、それが回避できるのであれば、それは反対する理由は、私はむしろ今、先ほど申しますように、今これだけみなさんが苦しんでおるいろんなことの大きな原因の一つは、地球の温暖化、そしてその元になるが温室効果ガスの多量な排出であります。これは、もう誰もが認めるころだろうというふうに思っておりますし、それでは自然エネルギー、例えば風力発電も駄目だとかですね、同じような太陽光も何かいろいろ言われる方は言われますように、太陽光もダメだとかですね、そういったことを全部いった中で、今の我々の暮らしに、日常の暮らしが本当に担保できるのかな、それはきれいごとはいえますよ、原発もダメだ、原発もダメだ、自然エネルギーもダメだ、どうするんですか一体、じゃあ火力発電、火力発電が一番温室効果ガスを出すんですよ、むしろ反対することがそちらに賛成することにつながっていると私は思いますよ、うん、そういう矛盾をはらんでいる話ですよこの話は。

でその中で、これはこっちおきますが、私はいつもはじめからいっておりますように、知事にも意見をしておりますように、そうした希少な動植物をきちんと影響を与えることのないように、あるいは最小限の影響で済むように計画を立ててください、というのははじめからいってますよね、まさにそれに尽きるというふうに私は思うんですけどね、以上です。

○議長 1 番、再々質問はありますか。

(1 番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1 番、米津高明君。

○米津議員 ちょっと希望の持てる回答ではなかったかなと思います。ただ、先ほどもいいましたように、太陽光発電がダメ、風力発電がダメ、洋上風力がダメとはいってません。ただ、その建てる場所がどうなのか、これからの自然エネルギーはものすごい大事なことだと私もちゃんと理解はしてます。ただ、いろんなことに影響がある場所に設置するのは、どうなんかというふうな問いをしているわけです。

これは、今日の朝日新聞の記事なんですけども、今ここに書いてますように、陸上風力と環境との両立を探ると書いてますけども、かなり難しい問題、町長もいわれてるように難しい問題だとは思ってますけども、このある、これはどこやったかな、青森県知事は、再生エネルギーなら何をやってもいいわけではないというふうなことをいわれてます。

だから、やはり、町長も影響があれば建てさせないとはいわれてないですけども、そういう方向性と私は理解したんですけども、近くではもう阿武町ともう雲泥の差の150ぐらいはずうっと山に建てるというふうな計画で、周辺の市町もほとんどが反対を、環境破壊するというところで、反対をしてます。

これは一つちょっと参考で、それと、やはり自然環境を守ることによって、人間の生活が成り立っているわけで、その人間の生活が成り立って、社会的な物がちゃんと成り立っていくという、経済も成り立っていくという、これはあるヨーロッパのある学者の方がいわれてるんですけども、SDGS ウエディングケーキモデルというふうな感じで、要するに環境をきちっと守って、きちっとやって社会が成り立つ、私達の生活が成り立つ、で、その生活が基盤がきちっとできると経済もちゃんと潤うというふうな感じで、こういうモデルをやらなければならないというふうなことを、この方はいっておられます。

ですから阿武町としても、それは町長がいわれてるように、CO2削減には風力発電はすごく有効なんですけども、阿武町の貴重な自然を壊さずに、他の方面でね、今もキャンプフィールドをきちっとやっておられる、かなり人気があって、この11日～12日もかなり盛況だったと思うんです。そういうところももっと力を入れていっていただきたい、ですから、反対してほしい、本当は気持ちはそうなんですけれども、気持ち、気持ちはそうです、ですけども、やはりそういう方向性でね、持っていっていただきたい、少しでも人に影響があるとかそういう自然に影響がある、先ほどもいいましたように、こういうジオパークにも認定されているわけですから、それと美しい村連合にも加盟が認められて、私は美しい村連合にも事務局にも電話しました、あそこもこういうふうな、これと同じで、風力発電が建つということで美しい村連合を退出してもらおうかというのはものすごく難しい問題で、今のところ結論が出てないようないい方でした。

私は結論が出ていないということは、どっちかいうたら、ノーに近いのかな

というふうに私は理解したんですけども、そういう意味では、この阿武町の貴重な自然を守っていただきたい、町として、きちっと守っていただきたいということを最後に申し上げて、はい。

○議長 町長。

○町長 何か言われることにね、矛盾を感じるんですよ。風力発電は反対していない、ねっ、反対してない、でもやってくださいますなど、環境を守る、その裏を返したらですねちょっと変ないい方ですけど、ちゃんとそういったものが守られているのであれば、やってもいいですよっていうお話ですよ、ですよ、阿武町であっても、ですよ、私と同じじゃないですか、私も最初からいいように、そういった自然であり、人の生活に環境を破壊するような物はあったらはじめからきっぱりお断りいたしますとってますよね、ご存知ですよ、住民説明会でもいいましたみなさんの前で、それをちゃんと軽減し、あるいはなくすることができるというのであればそれは協力しましょうよと、いうことは最初からってますよね。

繰り返しになりますけど、知事にもそういう意見を一番はじめの意見から出してますよね、ご存知ですよ。気持ちは反対ですとか、本当にね、わからないんですよ、ですからはじめから反対ありきっていうふうに思わざるを得ない。で、この中止を求める署名というふうな名前まで書いて中止を求める、はじめからそういった中止を求めるという、ですから心の中のことが本当のことであって、言われることが、表向きで言われることが何か矛盾しとると感じます。それは素直な感想ですけども、繰り返しますけども、今、表向きに言われるようなことについて、私はちゃんとはじめから知事に意見を申し上げておりますし、それが守られないということであれば、きっぱりとお断りする。なぜならば、お断りするということは、多分できなくなると思います。半分ぐらいは阿武町の町有地の中に、どこにプロットするかわかりませんよ、今からの調査の中で地形とかそういうこういう希少な、例えば、第一八幡原、第二八幡原、八幡原がありますよね、あそこの周辺をどう避けるかとかですね、そういったもののことにプロットの位置によって、阿武町の関係するとか、今、基本的には13基の中の少なくとも半分は阿武町の土地の中に建つであろうといわれておる、でっ阿武町がそれをノーといったら、あと民間が何ぼかあるでしょうけれども、それで事業性が成り立つかっていったらどうか知りませんよ、知りませんが、相当難しいんじゃないかなというふうに思いますから、結局そのことをきちっと守っていただく、それは阿武町がいうからだけじゃなしに、それは当然のこととして、そういった環境への負荷は極力最大限低減でき、まさにバランスの問題ですよ、共存できる朝日新聞にも書いてありました、さっきご紹介がありました、後段に書いてあったと思うんですけども、その、なんていいますかバランスをとった中でですね、全部反対じゃなしに、そこをどうバランスをとっ

ていくかというふうなことをいろいろやられておる、尽力されておる方もいるわけですね、書いてありますよね、私も読みましたよ今朝、そういったことですね、はじめから反対ありとかですね、反対ありきのためにいろんな理由を後で付けた、いろいろいわれるような気がしてならんのですが、それはそれとして、今私が持ってる、とにかく自然環境とかそういったものの影響がないように、そしてまた土砂が流れるとか、いろいろありますよね、今、それはないようにしっかりやって、今それがために調査をしているわけでしょう、今現状がどうであるか、それに対してどういう対策が打てるのか、ということが今やられるわけでしょう、ですね。ですからそれを私は見極めなきゃいけないということ、はじめから申し上げておるわけでありまして。以上です。

○議長 以上で、2項目目の質問を終わります。

続いて、3項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○米津議員 それでは、3項目目の質問を行います。

補聴器の補助についてお伺いします。阿武町と言わず、こういう中山間地域は高齢化が進み、難聴の高齢者が多くなっています

聴覚で身体障害者福祉法の障害認定を受けた方には、難聴の程度により、両耳とも平均聴力レベルが70デシベル以上から、聴覚障害の程度に応じて等級が決まっていますから、障害者総合支援法で補聴器を買う時は補助の対象となります。しかし、この70デシベル以下の方には国の補助制度から外れていきます。

40デシベル以下からが、耳がかなり聞こえにくいということです。

医学の分野では、難聴をほっておくと認知症が進んでいくということが、これは既に証明されています。このことから、2022年7月の時点で、全国で91の自治体が、概ね65歳から補聴器購入に対して補助をしています。

ちなみに金額でいいますと、少ないところでは20,000円くらい、多いところでは50,000円くらいの補助を出しています。

子育てしやすい町をこの阿武町は目指していますが、ずっとこの町で小さい時から過ごしてきて、高齢になってもこの町が好き愛しているというような高齢者にも優しい阿武町として、認知症予防のためにも、是非、軽度難聴者への補聴器購入の補助制度を阿武町として設けていただきたい、町長の答弁をよろしくお願いします。

○議長 ただ今の1番、米津高明君の3項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 補聴器の補助についてのご質問であります。今言われましたように、現在補聴器の購入につきましては、両耳で70デシベル以上の高度の聴覚障害者の方が障害手帳の対象となっており、補助金の購入あるいは修理について、国が補助をしておるところであります。

ご指摘のように、加齢による聴力の低下は、認知症の発症要因の一つともいわれておりまして、高齢者の認知症予防や聴力低下により閉じこもることによってフレール、まあ虚弱状態ではありますが、このフレールの予防を図ることも目的に、両耳で40デシベル以上そして70デシベル未満の中度の難聴者の方に補聴器の購入費を助成する自治体も、全国的に見れば増えてきておりまして、また、県内の他の市町においても、一部の議員からは先ほどの米津議員のような要望が出されていることも聞き及んでいるところでありますが、現時点で、山口県内では助成している自治体はないものと承知をしております。

こうした中で、高齢者の方を見てみますと、難聴は徐々に進んでいきますことから、難聴になっているそのものに気づいていない方も多くおられるようでありまして、まずは、日頃から後期高齢者医療保険で受診できる人間ドックや、簡易の聴力検査等を受けていただき、自分が難聴であることを自覚することが認知症予防やフレール予防にもつながるのではないかと思います。

その上で、補聴器の購入の助成についてであります。それなりの財政負担も伴うものであり、さらには、それならば加齢による老眼も同じじゃないか、老眼鏡の女性にもというふうなことも起こってくることもあるかもしれません。

従いまして、そういった補助を将来にわたってしていかないとは申し上げませんが、いくら阿武町は福祉施策が進んでいるとはいえ、何でもかんでも全国どこかの自治体が助成をしていれば、阿武町もということはなかなか難しいわけでありまして、お申し出のことにつきましては、今後の他市町の動向等も見極めた中で、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

なお、以前も申し上げましたと記憶しておりますが、それぞれの自治体で特別な施策、あるいは補助事業等を行う場合には、まず考えなくてはならないことは、それは実施するための裏づけとなる財源であり、それがあってはじめて続けられるわけでありまして。

この種の助成につきましては、一度はじめたら、将来にわたってやめることができない場合が多いわけでありまして、前にも申し上げましたが、特定の、例えば基地交付金であるとか、原発立地の交付金であるとか、そうした類の特別な財源を持たない阿武町においては、なおさら慎重に考えなければならないと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○米津議員 今、今後の検討課題としていくという回答をいただいたんですけども、是非進めていただきたいと、今も町長ちよつと言われたように、コミュ

ニケーションがだんだん取りにくくなっていくということで、家に閉じこもる方がだんだん増えてきます。

それによって、やっぱり地域の活性化が失われていくのではないかなと私は思っています。

ちょっと古いですが、内閣府の高齢社会白書、これ2020年なんですけども、65歳以上の高齢者は人口の28.9%、2025年には30%になるといわれているんですね。ですから、こういうことから、地域のコミュニケーション、地域としてどうしていくんかいうのをまず考えていただいて、これはやっていただきたい。

それと、やはり先ほどの老眼と比べて、きちっとした補聴器は高額です。去年の終わりぐらいでしたけど、私の知り合いの方が両耳はできない、あまりに高額過ぎて、年金生活の方です。片耳だけで約25万ぐらいかかったと。やはり年金生活者にとっては、10数万円とか20数万をポンと払うことはかなり負担が大きいんです。だから、そこで、やはり社会にも出てくるためにも、今もう地域のお祭りとかそういうふうな担い手さんが少なくなってきたのはあちこちで聞きます。そういう意味でも、まだ体は元気なんだけど、耳が聞こえないからいってることがわからない、だからもう出不精になるというのかももう出たくない、そういう方がたくさんいらっしゃると思うんですね。そういう方の活躍の場を与えるため、認知症を防ぐためにも、やはりもっと前向きに、それは予算的にかなり人数が増えてくれればかかることだと思うんですけども、子育て世代の方達にも優しい阿武町ですが、この高齢者にも優しい町として、ぜひとも、これはもっと前向きに考えていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長 町長。

○町長 今のフレールの防止であるとか、出不精になって社会から遠ざかっていくような状況、それがまた認知にもつながっていくという話、これは十分理解できるところでありますが、なかなか本当に機械によって、本当に安い価格でテレビショッピングみたいなどでやっているとこもありますし、また本当に何十万円というのもあります、それは十分承知しておりますけれども、今現在、それでは阿武町ではということにつきましては、先ほどお答えしましたように、いろんな情勢、今から今できないから次はしないということじゃなしにですね、今現在はまだ、全体を見極めた中ではそうではないであろうというふうに思っておりますが、いろんなことを調査し検討する中で、将来にわたってはそれはありうるかもしれませんけれども、とりあえずは検討課題とさせていただくということにさせていただきたいと思います。

○議長 1番、再々質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。



○米津議員 検討課題、それが来年になるか再来年になるか分かりませんが、ぜひとも前向きにお願いしたいと思います。

北欧とかイギリス、こういうところは、こういういろんな補助とかいろんな発達したところですけども、イギリスとか北欧はこの補聴器とかに関しても100%補助が出ています。100%とはいいません、いくらかの補助が出て、買いやすく求めやすく、ぜひ前向きにもっと前向きに考えていただきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長 これをもって1番、米津高明君の一般質問を終わります。

○議長 ここで会議を閉じて、10分間休憩とします。

休憩 9時55分

再開 10時04分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議長 それでは続いて、3番、白松靖之君、ご登壇ください。

○白松議員 みなさん、おはようございます。3番、白松です。

通告に従いまして、阿武町の特詐欺対策について質問します。

ネットやテレビ等で報道されております、東京狛江市の強盗殺人事件をはじめとした、広域強盗事件は私たちに衝撃を与えました。

そこで、各家庭でできる防犯対策の一つとして、防犯カメラの設置があります。設置することにより、犯罪の抑止する効果や、犯罪の証拠、犯罪の早期解決、安心感へとつながります。県内自治体では、和木町で家庭用防犯カメラの設置費補助金制度を設けられています。内容は、補助対象経費の2分の1の額で、1住宅につき上限50,000円補助されています。

私はここで、町民が安心して暮らせる町の実現に向けて、防犯カメラ設置補助金制度の創設を提案します。町長の答弁を求めます。

また、特殊詐欺の被害は未だに収束する気配はありません。

警察庁の調べによると、昨年、令和4年、全国の特詐欺被害認知件数は、17,520件、被害額は361億4044万5000円です。山口県は107件、被害額は2億5238万円です。内訳として、オレオレ詐欺、いわゆる成り済まし詐欺ですが、これが11件、2901万円、預貯金詐欺7件、925万円、架空請求詐欺72件、1億9030万円、還付金詐欺12件、707万円、融資保証金詐欺3件、935万円、キャッシュ詐欺等1件、735万円、金融商品詐欺1件、6万円です。

詐欺手段として電話が88.9%、電子メール7%、はがき封書4.1%と、圧倒的に電話による詐欺が多数を占めています。

昨年10月、阿武町居住の60代女性宅に、阿武町職員をかたる男性から、税の還付金があるとの電話がありました。幸い、女性は採用を疑い、警察へ相談

され、被害はありませんでした。

電話による特殊詐欺対策として、詐欺の電話を取らない、留守番電話設定をする、防犯機能付き装置の設置等があります。

阿武町は現在、まちづくり推進課内に警告メッセージ付き、通話録音装置の無料貸し出し窓口を設置されています。この貸し出しについては、町のホームページに掲載はなく、山口県のホームページの県民生活課のページに掲載されていました。また、以前、広報あぶ 2015年、平成27年8月号に記事の掲載がありました。また、それ以降、広報あぶや阿武町のホームページ等にも掲載はなく、非常に分かりにくく、住民に十分周知されていないように思います。

これまでの相談件数と設置実績、推移について町長の答弁を求めます。

以上、阿武町の特殊詐欺対策2項目について、町長の答弁を求めます。

○議長 ただいまの3番、白松靖之君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 阿武町の特殊詐欺対策についてのご質問をいただきましたが、まず1点目の、防犯カメラ設置補助金制度の創設についてであります。

ご指摘のように、全国各地で強盗事件をはじめ、さまざまな凶悪事件が相次いで発生しています。このことにつきましては、私といたしましても本当に心を痛めているところであります。町としても町民のみなさんが安全に、そして安心して暮らすことができるように、防犯対策については、常日頃から警察、萩警察署等々も連携を取りながら、定期的に防災行政無線や町の広報誌、あるいはホームページなどを通じて、周知啓発に努めているところであります。

こうした中で、先ほどご紹介がありました、昨年10月18日の本町在住の女性宅への還付金詐欺と思われる不審電話であります。幸いに被害が出ずに済んだわけではありますが、所管課から報告を受け、本当に被害がなくて良かったと胸をなで下ろしたところであります。

私はこれまで、婦人会、消費者団体あるいは高齢者団体、あるいは町の消費者行政で取り組んできた啓発活動が、これは一定の成果を得た事例であると思えますし、今後もこうした被害が起こらないように、また被害が合わないように、町としてもなお一層関係団体と協力し、また引き続き、萩警察署等との連携強化を図りながら、啓発に努めなければならないと改めて強く思ったところであります。

こうした中、防犯カメラの設置補助金制度の創設についてのご提案ですが、全国的に事件の多い中で、各家庭でできる防犯対策の一つとして、防犯カメラの設置があり、これにより、犯罪の防止や犯罪の早期発見、早期解決につながることから、防犯カメラ設置に対する補助制度の創設が提案されたと認識をしております。

白松議員ご指摘のように、県内では和木町において、自ら居住する町内の住

宅に対する防犯カメラの設置経費の補助制度があり、具体的には、防犯カメラ、そして画像データ保存装置等の機械器具の購入経費の他に、これの設置工事費、そしてカメラ用ケーブルの設置工事費等について、1住宅あたりの補助率が2分の1で、上限が50,000円とされておるようであります。

また、山陽小野田市、そして下関市では、個人ではなくて町内会や自治会、あるいはこれに類する団体が、街中に防犯カメラを設置する場合に、2分の1の補助で、市町によって違いますが、2分の1あるいは10分の7というのがありますが、一つの申請あたり100,000円から150,000円程度を補助しておるといふような制度もあるようであります。

こうした中、私といたしましては、今後とも、町民のみなさんが犯罪のない安全で安心なまち作りを進め、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、防犯カメラの設置が一定の効果があり、この助成制度の創設について要望されることは十分理解されるところでありますが、これも先ほどの補聴器の話ではありませんが、どこまでが個人の持分で、どこまでが行政の持分とするかは大変難しいところであり、あれもこれも良いことだから、それでは補助しましょうと、何でもかんでも補助すればいいということでは、財政規律が保てないこととなりますので、当面この件につきましては、ご意見はご意見として伺うこととし、他市町の状況等を調べながら、今後の検討課題とさせていただきますと思っております。

次にもう一つありました、警告メッセージ付き通話録音装置等に係る相談件数、設置実績および推移であります。町ではご指摘の警告メッセージ付き通話録音装置を5台所有しております。そして、この貸し出しにつきましては、平成27年9月から制度を開始しておりまして、対象となる方は、町内に住所を有する65歳以上の方で、一つは1人暮らしの方、そして高齢者のみで構成された世帯の方、三つ目が同居家族はいるが日中は1人暮らし、または高齢者のみで構成される世帯に該当する方としておりまして、申請の後、審査により半年以内という条件付きではありますが無償貸与するというようにしております。

装置の仕組みはこれは大変単純であります。電話がかかると、呼び出し音が鳴る前に「この電話は被害防止のため会話内容を録音します。」というメッセージが電話をかけた側に流れるというものであります。会話を録音されると困るような業者は、通常このメッセージの時にもう既に電話を切るといのが多くありまして、そうしますと呼び鈴が鳴りません。すでに電話をこのメッセージが鳴って切った段階で、それを切らなかつたら鳴るといふこととなります。

このことによって、特殊詐欺等を防ぐ大きな効果があるといふふうに思っております。なお、装置の無料の貸し出し制度の周知であります。防災無線での利用の呼びかけや、高齢者や消費者団体等への出前講座等の際に、この装置の無償対応制度についてお知らせをしているところであります。

ここでご質問の、これまでの相談件数と設置実績、推移であります。町では毎月、第2そして第4月曜日を相談日としておりまして、貸し出しを開始した平成27年度以降のまずは相談件数であります。消費生活相談の実績を申し上げますと、平成27年度が3件、28年度が15件、29年度が27件、平成30年度が33件、令和元年度が19件、2年度が13件、令和3年度が9件、そして今年度令和4年度が今までで6件という実績であります。

なお、町の方で対応しかねる専門的な相談につきましては、県の消費生活センターの方にお繋ぎをしているということでもあります。

ちなみに、先ほど令和4年度6件と申し上げましたが、これの内訳を申し上げますと、詐欺電話が2件、詐欺メールが1件、不審な営業FAXが1件、そして、架空請求が1件、SNSを利用した悪徳商法が1件、合計6件となっております。

次に、設置の実績そして推移であります。制度開始をした平成27年度の設置が5件、そして平成29年度が1件、令和元年度が1件、令和2年度が2件となっております。

なお、この装置は10,000円程度と高価な装置ではありませんので、無料貸し出し後に購入された方もありますし、自衛のためにはじめから購入されている方もあろうかというふうに思います。

こうした中、阿武町において、これまで多額の金銭被害の報告はありませんでしたが、年々巧妙な手口の特殊詐欺が横行しているのはご指摘のとおりでありますので、今後は広報紙やホームページも活用し、一層の制度の周知の強化と、装置の利用促進を図ってまいりたい所存であります。

以上で答弁を終わります。

○議長 3番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○白松議員 先ほど町長から答弁いただきましたけど、重複するところもあると思いますけど、先ほど質問の中にも申し上げましたとおり、狛江市の事件があったわけですが、つい先日昨日ですが、東京墨田区の民家に2人組が押し入り、60代の女性に粘着テープで目隠しをし、殴るなどの暴行を加え、室内を物色する事件が発生したのは、報道等でもみなさんご存知のとおりだと思います。

最近メディア等で、体感治安が悪化していると報道されています。警察庁の調べでは、国民の7割が昔より体感治安が悪化していると感じているというデータが示されています。

防犯カメラについてはですね、1台5,000円から程度の良い物であれば10,000

円から30,000円ということで、ちょっと値が張るものもあるんですが、それに加えて、玄関先等にですね、防犯カメラ設置してますよっていうステッカーなりプレートと組み合わせて、防犯カメラを設置すると、より防犯機能が十分発揮されると一般的に考えられております。

それとですね、通話録音装置無償で貸し出しますという2015年に平成27年8月号の阿武町広報のコピーをとってまいりましたけど、こういう形で、平成27年8月号に半ページを使って、録音装置の無償貸し出しということで周知されておるわけですけど、阿武町は5台所有されて、しかも貸し出し期間が6ヶ月以内ということで、その辺かなり期間も決まっていますし、台数的にも5台ということで、こういう近年の情勢の変化というか、大変危機感、先ほど申し上げましたように、体感治安が悪化しているとみなさん思われていると思います。東京で起こってることですけど、対岸の火事じゃないですけど、その辺はしっかりと正確な判断材料を持ちながらそれに備えていく、対処していく姿勢も必要ではないかなと考えております。それについても、町長の答弁をお願い申し上げます。

○議長 町長。

○町長 体感治安の悪化というのは、本当に私も今特にフィリピンの方ですね、大規模な詐欺集団、今日本に一部の犯人が容疑者が引き渡されて、今いろんな取り調べをされておりますけども、盗みに入るといってより強盗ですよ、強盗してもいい、それもネットでそれをする手先となる人たちを募集してですね、やっていく、で殺してもいいとかですね、そういった指示をされてある、そういう分業してやるというふうなことが、今こんな時代になったのかというふうには本当は恐ろしい、それも普通は強盗に入るにしても何するにしても、なるべく人を傷ついたり殺傷をしない方向で、多分その人の気持ちはわかりませんが、多分そういうことであるべくということになるか、今あれを見るとですね、もう殺してもいいとかですね、もういきなり傷つけてもいいとか、そういうふうな指示がされておるといって、本当に恐ろしいことだなあというふうには思います。

そういう中では、確かに体感治安の悪化というのがあるというふうには思います。先ほどの防犯カメラの設置ではないんですけども、犯人の検挙であったりについても、その防犯カメラというのが大きな効果を発揮しておるといって、並行して、やはりそういったものを家庭に設置することを一つの抑止力につながるというのはおっしゃるとおりだというふうには思います。

そうした中でですね、今まさにあまり高いものじゃないんですけども、ですらだったら補助したらと安くて済むからという話もあるかもしれませんが、やはり、そこのですね負担はですね、ある程度安いものであったら、それぞれにまず自ら身を守るのは当然のことです。自らの身を守るという

うためには、まずはご自分で設置していただくのが私はやっぱり筋論でいいますけれども、筋ではないかなというふうに思います。そこへまで町が補助してですね、やるというのは、いささかちょっと抵抗感があるなというふうな感じがします。

ただ、みなさんが集まるような街路とかですね、そういった公園とか、それで必要な公園、例えばそのグリーンパークあたりは防犯カメラ設置してます、やってますし、そういう設置はしておるんですけども、ただ、例えば集落の中でどっかみなさんが集まるようなところにやろうとかですね、中心以外のところにやろうとかいうそのことについては、またこれは別途、家庭でやるようなものよりは若干高価になるのかなというふうに思いますし、工事費もいるでしょう、となると、かたやそういった自治会単位であったりするものについては、集落再生交付金というのがありますから、それらを活用していただければ、特認もありますからね、そういったものも活用していただければ、自治会単位でやりましょうということであればできるというふうに思います。

そして、今のメッセージ付きの録音されてますよっていうやつですよ、メッセージ付きの電話機であります、これについても先ほど申しましたように、高いものじゃないんですよ、10,000円とかその世界、ではじめにその言葉が出るだけです、そういったものでありますから、私はここは今現在は、現時点ではなるべく普通の家庭は自分でやってほしい、ただ、高齢者であったり、狙われやすい方、あるいはどうも被害に遭っているのはどちらかといえばやっぱり高齢者の方が被害に遭っているように思いますから、そのために5台ほど貸し付けるということで、5台を用意してお貸しして、一応半年を一つの目安でお貸ししているわけですが、そうした中で、これは有効と思われる方は、これを体験していただいてですね、というのが目的でありますから、例えば10,000円なら10,000円出していただいて買っていただく、ですからそれを体験して買っていらっしゃる方もたくさんおられます。そういうことを、どういふものかというのを体験していただくということが主な狙いでやっておるわけでありまして、最後の最後はやはり自分で自分の身を守るために買っていただくというのが筋ではないかなと私は思います。その上で足りないということであれば、もちろん増、こちらでお貸しするものを増やすということはやぶさかでも全くないし、今多分ですね以前聞いたことあるんですが、半年たったらどうなるのよという聞いたことあるんですけども、多分延長で借りられることができるよね、ということになっておりますから、例えばもう半年とかですね、借りられることもあるようでありますから、そういった対応で今からもやっていく、当面このことについてはやっていけたらなというふうに思います。

○議長 3番、再々質問はありますか。

(3番、白松靖之議員「はい」という声あり。)

○議長 3番、白松靖之君。

○白松議員 それでは再々質問です。

先ほどのカメラと自動録音装置の件なんですけど、とにかく自助でやるということが大前提ということがよくわかりました。まあ公助でできる場面が出てきた場合には、そういう相談があった場合には、柔軟に町として対処していただきたいと思います。

議会初日の町長のあいさつ、施政方針演説の最後に、次年度においても町民のみなさまがより住みやすく、より豊かに、より安全に暮らせるまち作りを実現したいと力強く述べられましたのが記憶に新しいところでございます。

対策には終わりはありませんので、引き続き町としてあらゆる検討をされることを強く望みまして、私の再々質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 3番、答弁いますか。

○議長 町長。

○町長 まさに我が阿武町は、安全安心なまち作りを基本としておりますから、それがためにいろんな施策も講じておりますし、先程グリーンパークの話もありましたけども、やっぱり人が集まるところというのは犯罪が起こる可能性もありますし、特に夜間に影ができるところ、例えばグリーンパークでも今までもいろんな表には出ていませんけども、いろんな事件とまでいいませんが、例えばあそこのゴミ箱、何か散らかしとか故意にですよ、散らかすとか、いたずら書きをすとか、錦帯橋じゃないんですけども、あそこの柱に傷をつけるというふうな事件もあって、その柱はカンナ掛けてですね、今は分からなくなってますけど、そういった事件も発生しております、事件といたらいけませんけど、事件になる前のことかもしれませんが、ですから、そういったことも含めてあそこに防犯カメラも設置しております。

また、同じような意味で、キャンプフィールドにもカメラが、防犯カメラが設置されておりますし、また、今後そういった例えば人が多く集まる場所、あるいは夜間になって公衆が集まるようなところであって、影になるようなことかですね、犯罪の温床になりそうなところが、またご指摘いただければ我々は我々で気をつけますけど、ご指摘いただければ、そういったところに公の施設にやる、そういったものを設置することはやぶさかでないというふうに思っておりますし、今この駐車場も防犯カメラが実はついて、事故が起こっても分かるように、分かるというか、後で検証ができるようになっておりますし、そ

ういったことがまたご指摘がありましたら、それをつけることについてやぶさかでない。そしてまた、これも繰り返しになりますが、集落の中でここは必要だよねというふうなことがありましたら、それは町でつけてくださいというんじゃないしに、集落の中でランニングコストはほとんど要らないような、電気代が何ぼいるかわかりませんが、ほとんどいらぬわけでありますから、インシヤルの導入経費があるという場合については、集落再生交付金あたりを利用していただければ、補助の対象にはなるというふうに思いますから、そちらをご利用いただけたらというふうに思います。

何にしても、今まで以上に安心なまち作りに努力をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長 以上で、3番、白松靖之君の一般質問を終わります。

○議長 続いて、7番、市原 旭君、ご登壇ください。

○市原議員 7番、市原 旭でございます。通告に従いまして、阿武町の地域医療について伺います。

先日、私の幼なじみが亡くなりました。頑張り屋さんで、自分のことよりも、お客さんや接した相手が喜んでくれることを何よりも喜びとし、大好きだったように思います。手間をかけ、労をいとわずの姿勢で人気があり、それゆえ、自分自身にかかる時間がなかったのかもしれない。たればにはなりますけれども、年に1度でもいいから自分チェック、人間ドックの習慣があつたら、いわゆるかかりつけ医が身近にいたら、もっとずっと笑顔に会えただろうと思うと残念でなりません。

さて、今回はそんなショッキングな出来事を受けて、地域医療について伺いたいと思います。

まずは、萩市が今検討を進めている、中核病院作りに向けた取り組みについて伺います。都道府県が医療施策を立案するために、1次2次3次の各医療圏を設定しています。

1次医療圏は、診療所などの外来を中心とした日常的な一般的な医療を提供する地域区分で、原則は市区町村が中心とされています。また、3次医療圏は、重度の火傷の治療や臓器移植など、特殊な医療や先進医療を提供する単位で、概ね各都道府県が一つの区域となっています。

今回のこの中核病院作りは、2次医療圏にあたる取り組みではないかと思えます。2次医療圏は、救急医療を含む一般的な入院治療が完結するように設定した区域であり、通常、人口や入院患者の流入室の状況に基づき、近隣の複数の市町村で構成しており、阿武町は萩市と2次医療圏を形成をしています。

救急医療は一刻を争うため、圏域内に救急を含めた医療体制が必要です。ま



た、入院や手術が必要な救急患者は、2次医療圏内の救急指定病院が受け入れることが原則とされています。そういった意味でも中核病院作りは、阿武町にとっても大きな影響があり、重大な関心事であります。

2次医療圏、県内の実態はどのようなのでしょうか。

萩市のホームページには、萩保健医療圏では、医師や看護師等の医療従事者の高齢化や不足が深刻な問題となっており、救急医療をはじめとした、地域に不可欠な医療提供体制の維持が困難になりつつあります。このままの状況が続けば、これまであたり前のように地域で受けることができた医療が受けられなくなる危機的な状況にありますと書かれており、自治体自ら危機感を訴えている状況であります。文章の終盤に、スピード感を持って取り組んで参りますと結んであります。どのようなのでしょうか。町長は、この中核病院作りに向けた取り組みについて、どのようなお考えをお持ちなのでしょうか。これまで町長から本件に関する話を伺ったことがありません。主体性を持って具体的な意見を述べる立場ではないのかもしれませんが、先ほど述べたように、地域にとって重要な案件であります、対岸の数といった立場では全くないと思います。町長の率直なお考えを伺います。

二つ目は福賀診療所について伺います。さて、先ほど、かかりつけ医の話をしました。人は誰しも歳をとりますが、私も加齢とともに高血圧症と診断され、月に数回診療と薬をいただく、いわゆる通院生活となりました。ちょうど議員の重責を担った時期と合致します。おかげさまで、服薬によって状態は安定しております。私にとって、かかりつけ医はこの件でもお世話になっています、福賀診療所です。生活圏にあり、近距離で大変ありがたいことに、仕事の途中でも容易に診療を受けることができます。

また、以前は町の集団検診を受けておりましたけれども、40代後半からこの福賀診療所で人間ドックも受けております。他の医療機関で受けたことがないので比較はできませんけれども、血液検査や尿検査、心電図にはじまり、胸部レントゲン検査、胃カメラと呼ばれる内視鏡を使った内臓の内部の検査、超音波エコー検査による前立腺甲状腺頸動脈の動脈硬化などを調べてもらっています。完全な予約制なので、検査当日は並んで待つようなことはなく、淡々と検査を受けることができ非常にスムーズです。年に1度ここで調べてもらうだけで、長生きができそうな気がします。

以前は不治の病といわれてきたさまざまな癌も、定期検診によって初期で発見され、完治した話はよく耳にするようになりました。

日々の仕事に追われ、自分のことは後回しにしてしまいがちです。ですが、今の私には近くに診療所という総合病院が存在してくれていることが心強く、何にも変えることのできない安心感となっています。そのことは決して私だけではなく、多くの地域住民が感じていることと思います。

診療所に求められる医師は、ある意味で総合診療医的な見立ての良さが求められます。診療所で診察され、初期の段階で病気が発見され、紹介状をもらって、通称であるところの宇部医大と申しますが、山口大学医学部附属病院など、大きな病院に行って命を救われた住民は多くいらっしゃいます。非常に見立ての良い先生であり、特に福賀地区の住民からは信頼は厚く、地域に欠くことのできない大切な人材であります。

回りくどい方となりましたけれども、先般、町職員の定年制変更の審議を行い可決されました。その件で、福賀診療所の医師の定年に触れられていませんでした。ですから、少々気になっておりました。ようやく今回の3号議案で触れられています。阿武町職員の定年等に関する条例第3条、定年の条文には、ただし、福賀診療所において医療業務に従事する医師、または歯科医師については年齢65年とすると定められており、定年は65歳とされております。現在医師は64歳であります。この条例に従えば、残すところあと1年ということであります。当然町長はご存知でしょうし、何らかの策をお考えかと思いません。率直な今のお考えを伺います。

また、3号議案の条例変更について、すでに65歳定年と定められていますので、当該医師は該当しないという認識で理解していましたが、間違いはないでしょうか。

ご本人とはずいぶん以前、診療の合間に、お互いに年を取りましたねといった会話もして、加齢による先生ご自身のお体の変化も聞いております。ですが、これまで地域に尽くしてこられた経験、培ってこられた実績、人望、構築された人間関係を踏まえると、おいそれと交代というわけにもいかないと思えます。

今回、一般質問で関連の質問をすることを先にお話しておく必要があると思います。先日先生にお会いし、正直なお考えを伺いました。ご本人からは、人間だからいつまでも一生とかという意味ではないけれどねといった面と、当面はできる限り地域の力になりたい、の両面の話をされました。私個人の意見を端的に述べるとするならば、ご本人が許す限り、できる限りご勤務いただき、スムーズに後任者を配置されますように、町としては金銭的な面も含めて、ご配慮いただきたいと思います。町長のお考えを伺います。

福賀地区は、人口の減少からさまざまなものがなくなってきています。中学校がなくなり、農協の店舗がなくなり、商店街というほどのものではなかったですけれども、それらしいものがありました。今ではそれらも風前の灯であります。今回の幼なじみの件で仕出し失いました。それでも福賀地区の方々は、一致団結し、苦難に立ち向かうことを惜しみませんし、新しい発想で困難を乗り越えようとさえされます。

イービスアショアのときがそうでした。ふくすけ便もそうです。ですが、医

療機関を作るなどということは到底無理なことでもあります。

私は、町の構想の中に、いつまでも福賀診療所が存続し続けることを強く望む1人であります。

今回のコロナワクチンの接種についても、集団接種は奈古、宇田郷会場で、個別接種は福賀診療所だと差別化があったからこそ、県内でも早い時期での接種完了となったと思っております。

また、私が所属します農事組合法人にとっても、安心して作業ができる信頼の医療機関でもあります。農作業はとにかく危険がつきものであって、そういった面からも近くに医療施設があることは大きなメリットであります。医療施設の有無は、これから先の就労や就農の条件の一つにもなると考えております。実際にふとした不注意でケガをした例はいくつもあります。傷口の消毒、ガーゼや包帯の交換なども身近にあればこそ、仕事場に近い場所にあるからこそ、仕事の合間に通院できるというものであります。萩広域の救急車が対応するから良いといったわけにはいきません。

福賀診療所に関する今後の対応について、町長の率直な意見を求めます。

○議長 ただ今の7番、市原 旭君の質問に対する執行部の答弁を求めます。  
町長。

○町長 市原議員から阿武町の地域医療について、ご質問いただきました。

まず1点目の、萩地域の中核病院作りに向けた取り組みに対する私の考え方ではありますが、ご案内のとおり、現在、萩市におかれましては、萩市民病院と都志見病院を統合した形で、新たに中核病院として、現時点では令和6年4月から、新たな病院を発足させるという協議が進められているところであります。そしてこのことは、とりもなおさず、阿武町にとっても、同じ萩保健医療圏域の中で2次救急医療を伴う医療機関の統合の話であり、私も重大な関心を持って、その動向を注視しているところであります。

ご案内のとおり、萩圏域内においては、医師や看護師等の医療従事者の高齢化や人材不足が深刻化しておりまして、地域にとっても必要不可欠な医療提供体制を今後も維持していくためにも、少しでも早い時期に、この新たな中核病院の設置の話がまとまることを切に願っています。ただ、この問題につきましては、先ほどご案内のとおり、萩市においても、また萩市議会においても特別委員会を設置をされ、鋭意取り組みをされて大変な汗をかかれています、まさに最中でありますので、現時点で私の方からとやかく申し上げるのは差し控えるべきだというふうに思っております。なお、今後のことについては、萩市や萩市医師会、あるいは関係機関などから何らかの要請、あるいは意見聴取等があったときには同じ圏域内に自治体として、また、阿武町民の医療を守る立場の町長として、当然できる限りの協力をすると同時に、必要な意見は申し述べさ

せていただくこととしております。

こうした中、冒頭市原議員もおっしゃいましたとおり、阿武町のような医療過疎地域では、疾病予防とともに早期発見早期治療が何より重要であります。現在、阿武町では多くの方に健康診断を受けていただくよう、受診の際の個人負担の軽減や、未受診者への受診勧奨も工夫しながら鋭意行っているところであります。特に検診につきましては、自己負担額を令和3年度までは診療経費の2割程度を基準に設定しておりましたが、さらに健診を受けやすいというふうなことで、令和4年度からはさらに安くして、2割のところを経費の1割程度というふうなことにさせていただいております。そして、こうしたことを通じて、町民のみなさんには、常日頃から健康に気をつけて、1人でも多くの方に健康診断を受けていただき、早期発見早期治療することが医療機関の負担軽減にもつながるものと思っております。

次に2点目の福賀診療所の今後についてであります。福賀診療所の政井医師につきましては、平成5年から阿武町の職員として勤務をしていただいております。今年6月で丸30年ということになりますが、福賀地域の方々にとりましては、信頼できるお医者さんとして、地域に欠くことのできない存在であることは、私も十分承知しておりますし、同じ認識であります。

こうした中、市原議員ご指摘の、政井医師は現在64歳でありますので、来年3月に65歳となり、本町の条例では医師の定年は満65歳となっておりますので、来年3月末をもって定年を迎えるということになります。

そこで政井医師の定年と、福賀診療所の存続についてであります。

本題に入る前に、上程しております第3号議案の職員の定年等の条例の一部を改正する条例について、認識の質問がありましたので、そちらを先にお答えします。

今回の改正の指摘の部分であります。これはいわゆる役職定年に関するものであります。平たく申し上げますと、一般職の職員は、定年延長によって60歳以降も段階的に定年が延びていくわけですが、そうした場合にあっては、特別な場合を除いては、60歳になったら管理監督職を外れて係長以下の職に降任する、管理職じゃなくなる、という規定であります。第6条の規定により、福賀診療所の医師、およびこれは実際にはないわけですが、もしいるとするならば、歯科医師は特別にこの規定の60歳の役職定年の対象外となつて、65歳までは管理監督職として、引き続き具体的にいいますと、福賀診療所長として勤務ができるという規定であります。したがって、先ほどの市原議員お見込みのとおり、当該医師は該当しないということで間違いはありません。

話を元に戻しますが、私の2期目のマニフェストの中に、地域医療の確保と生活支援体制の整備と謳っております。そして、この医療体制の確保につつま

しては、実はまだお話できる段階ではありませんが、奈古の斉藤先生や斉藤の若先生とも既に数回協議の場を設けており、またご質問の福賀診療所につきましても、これまでに政井医師とも定年後についてのお話も何度かさせていただいております。

そしてこの中で、政井医師からは、要請があれば福賀への愛着もあり、定年後も体力と相談しながらにはなるが、またこれまでのように週5日というのではなくて、週3日とか2日とか、徐々に日数を減らしながらで良ければ嘱託としてしばらくやってもいい、というようなご意向も伺っているところであります。私としては大変ありがたい話でありまして、今後なるべく早い時期に条件面等について、詰めたお話もさせていただくこととしておるところであります。ただ、敢えて申し上げておきますが、先生も体力的なことも先ほどご紹介もありましたが、体力的なことも、そして家族のこと、そして自宅が遠距離なこと等もあり、いつまでもというわけにはいかないといわれておりまして、また、町営の診療所としても、当然患者数、あるいは診療収入は年々減少していきますので、現時点で既にそうではありますが、年々赤字が膨らんできております。

ここで、因みに福賀診療所の診療報酬等の収入の推移を申し上げますと、平成15年度の収入が年間で約7,300万円ありました。そして5年後の平成20年度には約5,000万円、その5年後の平成25年度が約4,100万円、令和元年度が3,400万円、令和2年度が約3,000万円、そして直近の数字が出ております令和3年度については、これはコロナのワクチン接種があつて若干増えて、それでも3,200万円となっており、近年はこの約20年前に比べて収入は半分以下、金額で申しますと、7,300万円が3,000万円程度ということで、4,000万円以上も収入が減っておるのが現状であります。

そして、かたや経費であります。1番大きなのが医師そして看護師そして事務員の3人の人件費であります。これも因みに申し上げますと、平成15年度が約3,800万円、平成20年度が3,400万円、25年度が4,100万円、これは職員の年齢とかです。ね職の経験年数等によって若干異動があります。そして令和元年度が3,500万円、令和2年度が3,600万円、直近の令和3年度も同じで3,600万円程度、近年はその3人の経費だけでも3,500万円から3,600万円というふうなことで推移しておりまして、収入と人件費の関係は、大体、平成29年度でトントンというんでしょうか、均衡して、令和元年度からは収入が人件費さえ賄えておらず、これに当然必要となります医薬材料費、医療機器のリース料とか光熱水費、施設の維持管理費等を加えると大幅な赤字となっております。近年は毎年2,700万円から2,800万円程度、一般財源から繰り入れているのが実情であります。

そして今後の予測として、さらなる人口減少により、今後も赤字の拡大の傾向が一層顕著となることは容易に想像できるわけでありまして、もちろん望む

わけではありませんし、できるだけ避けたいと思いますが、せめて収入が人件費を賄うよう、中期的にはさらなる縮小、場合によっては将来のことではありますが閉鎖等も検討せざるを得ない時期がいずれ来ることは、やはりこれは避けて通れない厳しい現実としてあることはご理解をいただいております、というふうに思います。

なお、現在、政井医師におかれましては、まだまだお元気でありますし、私といたしましては、せめて70歳ぐらいまでは福賀診療所において、今後も何らかの形で診療をお願いできたらと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○市原議員 今回、非常に答弁の難しい質問であったかなというふうに思います。といいますのも、2項目とも相手がいるということでもあります。自分だけの思いだけではなく、相手への意見と意見交換をしていく必要が十分にあるかというふうに思います。

1項目目は、萩市との関係ということですね。2項目目は、福賀診療所の医師との関係、あるいは先ほどから出ましたように、斉藤先生であるとか、それと大きく関係する福賀地区の住民との関係といったことが必要であろうというふうに思います。町長がいくら正しいという思いが信念があっても、それをただ突っ走っていくということは、大変難しいことだろうというふうに思います。1項目目については、相手あつての部分が多分にありまして、地理的な面や、規模の面からしても、イニシアティブは萩市側にあるというようなことでもありましたし、意見が今、萩市の方でも汗をかきながら、苦勞してそういった方向性を見出して進んでいる最中であつて、答弁が難しいというお話ではありましたけれども、何らかの阿武町としての思いのようなものはあつてもしかりなのかなというふうにも思いますので、何かご意見をいただきたいなと思います。

それから、今回の件だけではありませんけれども、当然分かりきつたことではありますが、今回の2点目は、それぞれに命に関わる重要な案件だけに、これからは議会も含め議員にも、町長の思いというものはしっかり伝えていただきたいと思いますなと思います。

さらに視線をですね地域に視線を合わせていただきまして、地域の方からのご意見を伺って、丁寧に話し合つて結論を導いていかれることを強く望みます。あわせて、先ほど出ました関係の医師たちとも、みなさま方とも協議を進めていただきたいと思いますなというふうに思います。

それぞれの協議の中で、阿武町のため、あるいは福賀地区のためにすべきことが整理されて、自ずと方向性が決まってくるとも感じております。

議員は町民の負託を受けまして、町民の意見を町長に届けることが使命であります。また、町長が執行部と議論を重ねて、より良い住みやすいまちを作っていくこともまた使命であることも、重々理解をしております。何らかの動きがあれば、まずは話し合い、説明をこまめにされることが大切だろうなというふうに思っております。町長のお考えを伺いたいと思います。

さらにもう1点、地域の医療に関してもう1点だけ伺わせていただきたいことがあります。福賀小学校は僻地で複式の学校であります。こういった複式の学校で人数が少なくなってまいりますと、養護教員について削られるようなことがよくあります。少々気になっておりましたので、この場を借りて、お願いか回答も伺いたいと思いますけれども、教員の数は、児童数によって変動します。事務職員や養護教諭、あるいは教頭といったところが減少してくるといった配置が、そういったルールがありますもんで、このルールに従うことは仕方がないんで、ここにも文句をいうつもりはありませんけれども、予算書を見ますと、会計年度任用職員といった部分で配慮がされておるかのようにも見えます。こういったところをちょっと町長に伺いたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長 町長。

○町長 まず、あの中核病院であります。今回、萩市の議会の一般質問の中にもこういったことに関する質問も出ておりますし、再三にわたり特別委員会あたりで協議されており、私も時々その状況等を萩テレビあたりで出ておりますので見ておるわけではありますが、本当に真剣な議論がなされております。本当に汗をかいていらっしゃるなという気持ちがありますが、中々最終的な問題がどこにあるのか、要するに都志見病院さんとの協議の中、これが中々まとまっていけないというふうにお見受けするわけではありますが、いずれにいたしましても、今現時点で私の方からどうこうというのは、まさに僭越であるというふうに私は思いますが、ただ、もっと話が煮詰まる中では、私どもの意見を言わせていただけるような場面もあるかというふうに思いますけれども、それにつきましては、この必要性についての認識は全く同じだと私は思いますし、なるべく早い時期にこれが実現するということを目指しておるということは、これはいささかも変わってないというふうに思いますから、しっかりと意見等もその時には述べさせていただきたいというふうに思います。

それから、福賀診療所の件であります。本当にあのタイムリーというんでし

ようか、切実というんでしょうか、ご意見をいただきました、ご質問いただきました、本当にありがとうございます。

この件につきましてもですね、私もずいぶん前から副町長、あるいは健康福祉課長あたりとは協議はずっとしてきたわけではありますが、中々これまた難しい問題があります。まず相手がいる、さっきの相手がいること、生身の相手がいることでありますので、これは私どもの思いと、政井医師との思い、あるいは斉藤先生、斉藤の若先生、私どもの思いと、いろんなものを協議の場を既に持っておるわけでありましてけれども、それは中々表に出してということもできませんが、今日はその一端をちょっと述べさせていただいたというふうな認識をしていただいたらというふうに思っております。

そうした中で、私といたしましても、なるべく福賀診療所は当然ながら残していきたいという気持ちはいささかも変わるものではありません。ただ、そうはいいいながらも、先ほど経費のことも申しましたけど、経費で人の命を凶ってはいけませんけれども、ただ、行政というものを安定的にやっていくためには、やはりそこもきちっと押さえておかないとそれは無責任ということになりますので、そこはやっぱり考えていかなきゃならないのも現実であります。

因みに、宇田の診療所が廃止されたのが平成13年、ちょうど20年前ですよ、そのときの宇田の人口が895人だと思っております。895人、今ちょうど宇田がその半分を、福賀も同じですけど大体半分になってますよね、もう500人を割っておるというふうなことに、大体半分かなというふうに思って、そういう時に宇田郷の診療所は廃止をしたわけでありまして。だからというわけではありませんけれども、先ほど申しましたように、毎年毎年2,000数百万、そのうち3,000万とかいうお金を突っ込んでいかなきゃならないようなそういう状況が起こってくるということになると、もう少しそこに向けたやり方もあるんじゃないかな、あのいきなりドカンと閉鎖するとかじゃなしに、そこに向けたソフトランディングするやり方も今から模索していかなきゃいけない、なるべく地域のみなさま方に迷惑をかけないように、そして、朝から晩まで診療所が空いているという方法だけじゃなくても、いろいろあると思います、日数を減らす、あるいは例えば先程の市原議員じゃないんですけども、私も同類ですけども、薬は月1回もらう、私は1月に1回ですけど週に1回の人もらっしょう。そういうふうなことが最低限充足できるとか、いろいろ考えていかないと、ただ今のままで週5日のままでですね、ずっとこれを未来永劫ということになるとですね、それはさすがにちょっと待ってくださいよ、ということに、これは私は責任ある立場として、町全体のことを預かるそして財政も健全にしていかなきゃいけないという立場からは、はいわかりました良いですよっていう話には、なかなかそれは難しいと思います。そこは今から地域のみなさま方、そして相手になります政井医師、あるいは斉藤先生、若先生、こ



れらとお話を詰める中で、コンセンサスを得ていく。そして、さらにはその過程についても一定程度みなさんが他の方にもこまめに説明的なことをしてくださいよと、そういうふうなことがありますので、その辺についてもですね、私どもの気持ちもやっぱり分かってほしいところもあるし、みなさま方の気持ちも、もっと詳しくは知っていきなさいいけないというふうに思いますから、そういった場も今から作っていくということはお約束しておきたいというふうに思います。

そうした中で、最後の養護教員の話であります。実はですね、養護教員、福賀小学校この4月から8人です。で来年も8人ですけど、今8人ですね、児童が、今じゃなしにこの4月から8人。そうした中で県がですね、この養護教員を置けないというふうになってきたというふうなことでありまして、教育長の方からそういう話があつて、教育長の方からも再三にわたりそのことについて、何とか考え直してもらえないかというふうなことを県の方にも掛け合っておりますけども、もうできないということでもあります。それはもう決定事項であるというふうなことでありますから、そうはいいいながらもですね、8人の子どもたちがいる中で何が起こるかわかりません。養護に関することがいろいろ起こってくるだろうというふうなことでありますので、町長どねーかならんかというふうな話がありましたので、それならば、適当な人がもしおるならば、会計年度任用職員でもいいからあたってくれと、いうふうな話をしました。そしたらいらっしゃいまして、ただ、これがいつまでもというわけにはならないと65歳ぐらいを目安にっていうふうなお話がありましたから、その方は今63ぐらいだと思いますけども、もう2年ぐらいであればというふうなお話を受けまして、とりあえずそれをお願いしてくれと、いうふうなことをいっておりますので、養護教諭につきましては、そういった形で今から来年度からも引き続き、形はちょっと変わりますけれども会計年度任用職員という形に変わりますけども、引き続き設置するというにいたしまして、その予算を今回計上させていただいたということでございます。以上です。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○市原議員 養護教諭の件につきましては、大変ありがとうございます。お心遣いありがとうございました。

再度お願いをしておかなければならないのは、やはり福賀診療所のことだというふうに思います。先ほどもいいましたけれども、町長からもお話がありました。これからも話し合いを進めていくっていう形の中で、新しい方向性みたいな提案も多分出てくると思います。ふと思いつく部分だけでも、今インター

ネットで遠距離でっていうお話もありますし、そうなると取り敢えず処方していただいて、薬は出せるよっていうことになれば、福賀の診療所で薬が受けられるとか、そういった形も可能だろうと思います。ちょっとしたケガであれば、看護師が常駐しておれば何とか対応をしたりとかをしてもらえるかもしれません。そういったところも含めて、私がここでいろんな案を出してしまうと、これから話し合いを進める中のいらない邪魔になるかもしれませんし、意地でも残してくれていう住民も出てくるやもしれませんので、そこは私からの意見はこのぐらいにしますけれども、目線をとにかく地域の方々にあわせていただいて、話し合いを進めていただいて、丁寧にきちっと結論を導いていただければというふうに強くお願いをしたいと思います。

町長から何か御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 町長。

○町長 まさに全く同感であります。いろんな形で、先ほどの繰り返しになりますけれども、今のまま週5日でという話、これはさすがに難しいと言わざるを得ないというふうに思いますけれども、何かいろんな工夫を加えてですね、それはまさにDXもあるでしょうし、そういったことも加えながらやっていけば、何か接点が到達点があるんじゃないかなというふうなこと、それを模索していかなきゃならない。特に令和5年度末で取り敢えず政井先生は定年ということになるわけですから、この令和5年度中にですね、やはりそのところの着地点をしっかりと見つけていきたいというふうに思います。

○議長 以上をもって、7番、市原 旭君の一般質問を終わります。

○議長 ここで会議を閉じて、10分間休憩します。

休憩 11時13分

再開 11時21分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を行います。

○議長 続いて、5番、松田 穰君、ご登壇ください。

○松田議員 こんにちは、5番、松田 穰です。通告に従いまして、質問の方をさせていただきます。

まず一つ目の質問ですが、クロマグロ混獲回避に関して、阿武町独自の政策を考えられないか、そういった質問をさせていただきます。

私は、静岡県東伊豆町という町から阿武町に移住してきて、その当時空き家バンクを町職員の方に案内していただいてお世話になったのもあり、行政との距離感が、これまで住んでいた市町と比べて近いように感じながら日々を過ごしてきております。

実際に住みはじめてから、町政においては、保育園の保育料無償化や、高校卒業時までの医療費無償化など、子育て支援に力を入れていることを実感しながら日々を送ってきました。

そんな中、1昨年6月定例会で、自分が議員としてはじめてこの質問の前に立たせていただいて、緊張しながら行った一般質問の給食費の無償化について、先日、町長の施策方針演説の中で語られ、非常に嬉しく感じております。

私自身、これまで他の市町で生活してきましたが、他市町に比べて他ではまだ行っていない施策であったり、キャンプフィールドなど独自の取り組みであったり、住みやすい良いまちだと感じております。自分の祖父が漁師だったこともあり、子どもの頃からなんとなく憧れていた漁師になれたのも、このまちに住んでみて、縁あって漁師になったことを考えると、これも非常に喜ばしく感じております。

ただ現在、定置網の漁師をしておりますと、毎年この時期は気が重くなることがあります。それはマグロです。ご存じのように、現在黒マグロに関しては、資源保護のための国際的な取り組みとして、漁獲量の制限があります。それは地域や技法によってそれぞれ、毎年毎年度何キロまでと決められるもので、私が所属しております定置網事業者も、その決められた重量まで出荷を行い、漁獲枠が一杯になると、それ以降、クロマグロは捕獲できず、全て海へ放流するようになります。今年ですと、1月の末頃からマグロが入りはじめ、2月の10日頃にはもう漁獲の枠がいっぱいになり、それ以降、定置網に入ったマグロは毎日放流しております。

その後、2月の後半に、他の地域で取りきれなかった漁獲枠など、余った枠を融通していただいて、また、漁獲枠の追加もありましたが、これもそれほど多い量でもなく、1日出漁して追加枠もいっぱいになり、また、毎日のように、定置網に入ったマグロを放流する。そしてまた3月4日に、再度漁獲枠の追加があり、ちょうどこの原稿書いている3月5日の朝、約350キロ分、マグロ出荷して残りの枠はあとわずか、もう1日出漁すれば漁獲枠も一杯になって、また、マグロの放流をする日々が始まるのかと考えると気が重いです。

先日、他の定置網漁業者と話す機会がありましたが、近隣の定置網業者はどこも同じような状況です。私の所属する定置網事業でも、先に述べたクロマグロの放流を行うときは、1日あたりは大体約本当にざっくりとした計算ですけど、30万から300万円ぐらいのマグロ海に放流します。これが年に30日あったとして、経済的な損失がどのぐらいあるのか考えると、非常に残念な気持ちになります。これに対し、クロマグロ混獲回避への取り組みに対する補助もありますが、1日あたり3,000円×乗組員数が支払われるもので、我々乗組員7名だと1日約20,000円となります。損失に対して、あまりにも少ないように思います。実際この時期はヤリイカが取れる時期でもありますが、マグロが入ると当然、

マグロに食べられてしまったり、網を絞り込んでいったときに、まぐろの尾ビレで叩かれて折れてしまったり、その商品価値が下がり、100キロ近いマグロが入ると、その場で定置網自体が破れてしまったり、そういったさまざまなことを考えると、その損失自体は非常に大きなものといえます。こういった国際的な資源保護への取り組みに対して、阿武町独自に漁獲枠を増やすというのは不可能であるというのは、アホな僕でも分かりますが、そういった事業者に対して、町独自に何かしら支援ができないのか、こういったこともちょっとお伺いしたいと思います。

また、このような状況は、ここ毎年2～3月ごろに起こっております。町の方でも話に聞かれていることだと思いますが、実際どのようにマグロを放流するのか、また、実際に漁業者がどれだけ困っているのか、状況を把握するために現状を見にきたりはしないのか、それとも現状を見に行く人的余裕がないのか、日々いろいろと考えながら仕事をしておりますが、この点、町長はどのように感じ、どのように考えておられるのか、以上町長のお考えをお聞かせください。

○議長 ただ今の5番、松田 穰君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 松田議員から、クロマグロの混獲回避に関して、町としての独自施策と現状把握についてのご意見をいただきました。

ここでまず共通理解をうるために、クロマグロの漁獲規制に至った経緯と、現在の漁獲量の決定方法について、簡単にご説明をいたします。

自然と自然資源の保全にかかわる国際非政府組織であります、国際自然保護連合は2012年、平成24年におけるマグロの資源量が約50年前の1960年、昭和でいいますと35年ではありますが、ここに比較して約8割減少しているという調査結果から、マグロを絶滅危惧種に指定をしております。

これを受けて、中西部太平洋マグロ類委員会というのが、2024年、令和6年年までに資源量を2012年、平成24年に比較して、1.6倍の43,000tまでに回復させるという目標を掲げたところであります。

こうした経緯から、太平洋クロマグロの資源管理を行うことで、資源の回復に努めることを目的に2014年、平成26年に開催された、国際会議によって、漁獲規制を設けることが決定されて、資源回復の鍵を握る30キロ未満の幼魚の捕獲を半減させ、そしてそれと同時に、大型魚である30キロ以上の親の漁獲量も増やさないとされたところであります。

そしてこの会議において、2002年、平成14年から2004年、平成16年までの3ヶ年の年平均漁獲量を基準に、各国への漁獲枠が決定されたところであります。こうした中、各国の漁獲枠を決定する国際会議は、2年に1回しか開催されませんが、直近では昨年開催されまして、既に令和4年度と令和5年の漁獲

枠はすでに決定されておるところであります。そしてこれを受けて、水産庁は割り当てられた漁獲枠を、沿岸漁業と沖合漁業、大型魚と小型魚といった区分ごとに年間漁獲枠を決定して、過去3年間の漁獲実績を踏まえて、各都道府県ごとにその枠を割り振っておるということでもあります。

また、この割り当てられた漁獲枠につきましては、地域や県によって達成率が異なることから、水産庁が達成率の低い地域や県から漁獲枠を融通の仲介をしているのが現状であり、先ほどの融通があったというふうなことはこういうことではありますが、山口県としては、残りの漁獲枠を融通してもらう努力をしているとのことでもあります。

そこで、定置網事業におけるマグロの放流にかかる先ほどの件ではありますが、私も以前から定置網に入ったマグロについては、漁獲枠がある間は捕獲し、市場出荷も可能であるが、それがなくなるとどれだけ多くのマグロが入っても、全て放流しなければならないために、その作業に相当な労力や時間を要するほか、マグロが暴れ回ることによって、先ほどおっしゃっておられましたが、網の破損や漁獲物の食害、さらには乗組員のケガあたりにも繋がり、大変な損失になることについては、十分理解しているつもりであります。

ただいかなせん、漁獲枠については国際機関が地球規模の資源管理のために決定したものでありまして、漁業法との兼ね合いもあることから、どうしてもできない事象であると理解してきたところでもあります。

こうした中、私としては、国や県に対し、あるいは毎年実施されている与党の山口県連の政調会等において、これまでも漁獲枠の確保、あるいは混獲防止にかかる技術支援等につきましても、機会あるごとに要望はしてまいったところでもあります。

また、実は私、昨年12月から全国市町村水産業振興対策協議会の理事と、山口県支部の支部長というふうなことにも就任いたしましたので、現場の状況や漁獲枠の確保につきましては、東京での会議にも出席する機会がありますので、是非国の関係省庁へも直接要望等もしてまいりたいと考えているところでもあります。

こうした中、水揚げができないマグロの放流作業や、損失等に対する町独自の支援策ということではありますが、国の事業としてありますクロマグロ混獲回避活動支援事業、そしてその中のメニューとして、先ほど紹介のありました、クロマグロの放流に係る支援への取り組みに対する補助、がその金額そのものの高い安いは別として、支援制度がある中で、この額に対してさらに町独自として上乘せをすることは、そういったことにつきましては、残念ながら現時点では難しいというふうに思っております。また保障ということもありましたが、作業内容が放流であり、水揚げができないという貨幣換算ができないものであることから、このことは厳に損失をこうむったということではなくて、売

っていたらどれだけ儲かった、ということでありまして、いわゆる逸失利益がありますので、これに対する補助については制度設計上、若干の無理があるというふうに思っているところであります。

次に現状把握に係るご提言であります。実は私2年前から農林水産課長も同行して、宇田郷の定置の水揚げの現状に立ち会いたいというふうなことで、社長にもお願いをし、乗船日程も決定していたこともありましたが、その日に限って時化たこともあったことなどから、いまだに現場に立ち会うことができておりません。

今回、松田議員からご提案をいただきましたので、宇田郷定置は宇田郷として再度日程を決め、また野島水産の定置についても、是非現状の把握をさせていただきたいと考えております。また調整等もさせていただきたいと思っております。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○松田議員 再質問させていただきます。今の答弁お伺いして、実際に町長自身が船に乗り込んでこられるという、そういった意見もお伺いできて、非常に嬉しく思っております。

やはり定置網という、海の中に固定した我々が動くのではなくて、待ちの漁法、待っているところに、たまたま回ってきた魚が入ってくる。この時期通常今ですと子持ちイカ、ヤリイカのみですね、これが入る時期にそういったマグロが入って、その商品自体を食べられるのもありますし、それこそイカにも背骨が1本ありますので、それが折れてしまって、たてられないような状態だったり、我々もやはりあの魚をとって、やっぱり消費者に食料しっかり届ける、こういった使命感のある仕事をしている自負もありますので、こういった被害に関して、毎日本当何ていうんだろう、やるせない気持ちになるんですね。去年と比べると、今年はやっぱり入ってくるマグロを見てもちょっと大型化してて、去年は一番大きいものでも50キロぐらいだったものが、今年は100キロクラスのマグロが入ってきたことも実際ありました。ただ100キロ、1本500,000万円ぐらいで市場に出したら売れるんだろうなって思いながら、でも枠が一杯だから、網の口を開けて魚をとらないでひっくり返して海に流していく、また大きくなって帰っておいで、うん、それも何か非常になんていうんだろう、資源保護のためにやらないといけないんだけど、それが漁業者の逆に生活を苦しめるものになってきている、こういったやり方自体もそれこそ水産庁の方がお役所仕事じゃないですけど、こういった取り組みができるんじゃないか、とりあえずそれに対してやったところには写真撮って申請すれば1日いくらかでも出しますよ。何かそういう、何ていうか本当に理不尽さっていうか、本当や

って悲しくてなるというか、そういった現状をまず、やっぱり早く理解していただいて、今年はまだポチポチマグロも減少傾向にあって、今はクラゲが一杯で大変な時期じゃあるんですけど、そういった実際に我々の苦労している部分もしっかり観ていただけたらいいのかなっていうふうにはちょっとお願いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 今マグロがそういった形でたくさん入ってきて、本当に大変で、もしかしたら事故に繋がることもあるかもしれません、そうした中で、まさに5,000円でしたら60キロあたり300,000円ですか、というふうな話になるわけで、300,000円を捨てるというんでしょうか、300,000円をリリースリリースと10本やったら300万円、そういう話で本当にやるせないという気持ちは本当によくお金を捨てるようなものですからわかります。

そうした中で、いろんな今のお話にあったような提案等につきましてもですね、私も現実現場をきちっと見さしていただいて、そしてやっぱり現場を見ただ中で語るのと、見ずして語ることは同じことを語っても、やっぱり説得力が違うというふうに思います。ですから、是非現場を見させていただいて、それをまた私は自分のものとして、先ほど申しましたように、国の方に行く機会もありますから、是非現場の意見としてですね、そして、こういう提案もあるよというようなこともですね、しっかりと伝えさせていただきたいというふうに思います。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○松田議員 最初の質問の中で、ちょっと自分、なかなか町の方が船に乗られたこと、今まで社長に聞いても、今まではないかなっていうスタンスですけど、それに関してはちょっと人員不足かなっていう、ちょっと自分が勝手に想像したりとかしてる部分もあるんですけど、今回さまざまな町独自の取り組みに関して、いろいろ僕も今までいた市町だったり、自分の生まれた宇部市だったりとか、やっぱり役場関係の方ともいらっしゃいますので、いろいろ話も聞いてまいりました。

例えば、東伊豆町でしたら人口11,000人ぐらいの町なんですけど、昔、僕が住んでた頃は、当然移住の奨励金もなく、そのときにもう既に阿武町はそういった定住奨励金をされたり、最近ホームページとか見てみますと、東伊豆町だと今度はあそこは移住者に100万円出したりしてるんですね、

そういった地区地区に合わせた独自の取り組みっていうのは、やっぱ当然今されてると思うんですけど。やはり国とかが法律とか何だと決めてきた部分で

その地域性とか、住民性とか、地理的な条件だったり、そういった細かいその地域に合わせた調整をある程度していける、その辺が町民に寄り添う行政になってくるのかなっていうふうに思いますんで、しっかりこういった漁業者だけの問題じゃなくて、他のところでもいろんなちょっとした問題とかもあつたりしたときに、やはりフットワークの軽い動きを町の方でもやっていただけるといいのかな、以前何かの質問したときに、町長が最後に以前はホテルマンだった自分に対してもサービス業のことで何かそういったお話もっていう話はあるんですけど、自分ここに来る前はホテルマンをやっけてまして、結構やっぱホテルっていうと、実際クレームがあつたりとか、そういった部分もあつたりします。やっぱりそういうときに何が大事かって、やっぱトラブルとかあつたときにまず現場を見に行く、これは町でも災害とか起きたりしたらまず現場を見るっていうのが大事だと思うんですけど、人に対してもやっぱり初期対応がすごい大事で、まず行って確認して謝る、電話で何か言われたとしても、やっぱり顔見せて直に話をする、電話じゃちょっと相手の表情が見えないですから、こういった町でいったら住民に対するサービスの面でもそういった人でっていうのはすごい大事になると思うんです。

その点で、以前もちょっと人員がどうなのかっていうような質問をさせていただいたこともあるんですけど、今回ちょっと他の市町の方にちょっと話を聞いたときに、ちょっといろいろこれだけこういった施策だけの話じゃなくて、町の阿武町のちょっと悪い習慣というか、昔のしきたりみたいなところも残つていたりする部分もやっぱいろいろ聞いてみたりもしました。

昨年の6月かに市原議員が質問されたと思うんですけど、阿武町、なんとなく職員同士の結婚に関しては、あまりよろしくないというか、忖度して片方が止められるのかわかんないんですけど、そういったような流れがあるんじゃないかっていう部分もありましたけど、聞いてみると、市町によっては30年ぐらいまでやっぱそういうなんとなくっていうのも、例えば、自分聞いたのは宇部市なんですけど、そこでもあつた、それが10年たったらそういう話もなくなった、やっぱ時代の流れによってそれぞれ、人員不足っていうのも宇部市でも今では職員が集まらないとか、そういった問題を抱えてたり、阿武町になると、また尚更人が集まりにくいとかっていう話も聞いたりしますんで、こういったどんどん変えていける部分は、チェンジチャレンジとよく町長もおっしゃってますんで、今からでもどんどんどんどん変えていかれると思います。そういったところもちょっと要望して、一般質問1項目目を終わりたいと思います。

○議長 町長。

○町長 まず一つ目のことでありますけれども、現場ということではありますが、2年前にお願いしたのも、やっぱり大敷網という現場をしっかり見たいというふうなことがありました。



その前にもですね、実は私が経済課長時代に、間伐材漁礁の効果について、船でそこへ行ってですね、我々もそれに乗船して行って、魚探かなんかで探してですね、それと今当時がそこまで座標でですねできたかどうかちょっと分かりませんが、探しているいろいろやったこともありまして、私は大変な目に遭いましたけど、そのときは酔って、1時間低速で探し回ったもんですからね、あれですけど、いずれにしたって、やっぱり現場というのは大事だと思います。

それは、だからこそ私いつもこれつけて、職員もつけているわけですが、打てば響く、レスポンスの問題なんです、レスポンスの問題、やっぱりレスポンスよく職員が動く、そうすると前もいいましたけど、何か例えばクレームをいう、誰かにいった、そうするとそれが伝わるわけですけども、大事なのはこれからで、伝わりましたということ伝えることがまず第一、できるできんはその次の話。まずは聞きましたと、例えば道に穴ぼこが空いてますよと、どうかしてください、それを誰かの職員にいったときに、その職員が担当にいう、担当はさてどうしたものかという前に、話を聞きましたっていうことはその人にいいなさいといってるんですよ、話は聞きましたと、これができるできんは次の話、他にもたくさん聞いてて、順番になるから申し訳ありませんけれども、ちょっと3ヶ月ぐらいかかるかもしれません、待ってくださいという、それはそれで私はいいと思う。それを聞きたいということが、まずは一つの安心、信頼につながる。だから、この打てば響くをいつも職員もつけて、レスポンス反応がよくして、それもスピーディーに反応して、相手方にその伝わっておるということ伝える、これ一番大事だと思ってます。

そこは、私は相当徹底しておるし、いろんな声を聞いた時に、行ったかよといったら、はい行きましたと大体写真を持ってくるんですね、だから、そこはよくなってきてるんじゃないかなと私は思います。足りんかも分かんですけどね、引き続きそういったことに取り組んでいきたいというふうに思います。

そして、先ほどのまたこれもさっきの話の職場結婚であったり、親子がそこに勤めるとかいう問題については、確かにおっしゃるようなこともあったというふうに思います。これについても、なかなか阿武町も、ある意味では閉鎖的なところもあるというふうに思いますし、なにせ人口半分が高齢者の町なんです、一遍にポンと変えるということは、なかなか難しい面もあるのかな、というふうなことでありまして、過去においては相当な圧力というか、あったこともこれまた事実でありますから、徐々にそこは改善していくというふうなことに徐々にということやっていくしかないのかなというふうには私は思っております。以上です。

○議長 以上で、1項目目の質問を終わります。

○議長 続いて、2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○松田議員 引き続きまして、2項目目、住民生活への経済支援に関して、質

問させていただきます。

昨年、公金のご振込みの発生時に気になったのが、非課税世帯の数で、少なくとも463件の非課税世帯があり、世帯数が約1,500世帯の阿武町長において、3割強がその対象となったと想像しております。

そこで調べてみますと、2021年の統計ですが、全国1,741自治体の中で、阿武町の順位が1,729位でした。町としては、昨年オープンした、ABUキャンパスフィールドをハブとして、阿武町の関係人口を増やし、外貨を取り入れ、町民の所得向上に繋げていきたいという取り組みを行っておりますが、昨今のロシアのウクライナ侵攻以来、燃料費の高騰や電気代の値上げ、歴史的な物価高と家計の負担が非常に大きくなってきております。

実際、今年1月の電気代の請求書を見て驚いたという話もよく耳にしました。高齢化が進む阿武町において、年金収入で生活をしておられる方も多いと思いますが、年金支給額も物価による調整もありますが、それでも物価高による家計の負担の増は、非常に大きいと考えます。

そんな中で、衣食住以外にも定期的には自治会費や防災無線の使用料であったり、一時的には、町内各地域にあるお宮の補修への一部負担であったり、新年度の施策の中では、例えば、老朽危険空き家除去促進事業の個人負担分であったり、大なり小なり家計の負担がポンと発生することもあるように思います。

そんなときに利用できる融資制度などあるといいようにも思いますが、実際、以前コロナウイルスが出はじめた頃には、生活費の融資制度もあったように思いますが、この点、町長はどのようにお考えでしょうか。

また、昨年は家計支援に対して、V字回復家計応援と全町民にいきわたる支援がありましたが、今後は何かしらそういったことも考えておられるのでしょうか。以上2点について、町長のお考えをお聞かせください。以上です。

○議長 只今の5番、松田 穰君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 住民生活への経済支援についてのご質問であります。

ご指摘のとおり、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーや、原材料などの資源価格の上昇や、日米の金融政策の相違による円安の進行に伴い、物価高騰が急速に進む一方で、賃金や年金はほとんど上昇しておらず、物価高騰による国民の家計の負担は大きなものがあります。

こうした中で、1点目の個人の生活に対する融資制度についてであります。

融資は一般的に非金融機関が行うわけですが、例えば収入が少なかったり、高齢であったりしますと、金融機関から融資を受けることが難しいのが現状であります。そこで、こういった金融機関から融資を受けにくい方を対象に、以前から社会福祉協議会の方で生活資金等の貸付制度は用意されておりますし、また、既に終了しておりますが、新型コロナウイルス感染症が拡大しは

じめた当初は、またこれとは別に、コロナにより収入が減少した方を対象とした、緊急の貸付制度もあったわけであります。

ここで、以前からあった社会福祉協議会で行っている、生活資金等の貸付制度を若干詳しく申し上げますと、貸付は阿武町社協が行うものと、山口県社協が行うものがありまして、阿武町社協が行っているものは2種類ありまして、まず、無利子で貸し付け限度額が50,000円、少額の法外援護資金、法令外、法の外ですね、法外、法外援護資金、そして利息が年3パーセントで、限度額が200,000円の社会福祉安定資金、というのが二つありまして、これらの貸付対象は、どちらも低所得世帯や高齢者世帯などで、必要な融資を他から受けることが困難な世帯への貸し付けということになっております。

なお、これの実績であります。問い合わせしてみたところ、令和4年度においては、法外援護資金が6件で209,653円、そして社会福祉安定資金が、これは1件で200,000円の貸付実績となっているようであります。

また、山口県社協が行っている貸付制度につきましては、失業者等で日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのための資金を貸し付ける、総合支援式、そして緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に少額を貸し付ける、緊急小口資金、そしてこの他に、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあるとのことでありまして、いずれも窓口は、阿武町社会福祉協議会ということになっておるようであります。

そここでご質問の件であります。生活資金の貸し付けにつきましては、今説明したように、社会福祉協議会による貸付制度が用意されていることから、これをご活用いただき、町が独自で融資制度を創設するというふうなことにつきましては、現時点では考えておりません。

なお、このことにつきましては、制度自体をご存じない方も多いかと思われまますので、社協と連携しながら、今後制度の周知には努めてまいりたいと思っております。

次に2点目であります。家計支援のV字回復、あるいは家計支援への今後の取り組みについてであります。

ご案内のとおり、令和4年度の商品券事業は、町内の事業所限定で使えるいわゆる阿武町地域通貨として、1枚500円の商品券を1人につき10,000円分20枚お配りした、阿武町町内事業所V字回復応援券事業、これと物価高騰に対する家計支援として、1人につき7,000円をお配りした、阿武町原油価格物価高騰対策商品券事業、そして三つ目が、1人について6,000円分お配りした、阿武町電気ガス食料品等価格高騰対策商品券事業、この三つの事業を実施してまいりました。

ご案内のとおりこの事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、また不足分は町の一般財源も投入して、総額で7,130

万円かかったところでありまして、新型コロナの影響で売上の減少した事業者はもちろん、物価高騰等で家計を圧迫された町民のみなさん方にも大変喜ばれたというふうに思っております。

また町ではこのほかにも、省エネルギーの優れた家電製品等への買い替えを支援するために、補助率が2分の1で50,000円を上限に補助する、省エネ家電製品等購入事業補助金なども実施したところであります。

さて議員のご質問の、今後こういった支援があるかということですが、商品券事業をはじめ、物価高騰対策等の事業は、本当に多くの財源を要する事業であります。我が国においては、令和2年度の年明けから3年間続いた新型コロナも、昨日からは、マスクの着用が個人の判断となり、5月8日からは季節性インフルエンザなどと同様の、5類感染症への移行など、一応の収束を見せているところでありますが、一方で、物価高騰は依然として続いております。

こうした中、現在政府において、今月末を目途に追加の物価や電気料等の高騰対策の方針を取りまとめるということになっておりますので、私としては、この中でこういった方針が示され、またこういった具体的な対策が打ち出されるのか、さらにはこれを受けて、当然県においても諸々の対応が講じられるというふうに思われますので、これもしっかりと把握した中で、さらには、これまでのような地方創生臨時交付金等の交付があるのかないのか、当然財源も事業実施の判断に大きな影響がありますので、しっかりと見極めなければならぬと思っております。

そして、そうしたことを総合的に考慮した上で、なお、町独自の施策が必要であると判断した場合には、町の一般財源を投入した事業を実施することもやぶさかではないというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 5番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○松田議員 5番、松田 穰です。今、ご返答いただきまして、やっぱり阿武町自体人口3,000人の小さな町で、予算規模も限られている中で、今までそれこそ、独自の施策をしてこられて、非常にやっぱり距離感が近い行政なのかなってというのは、今まで住んできた市町と比べてやはり思います。

実際、自分の子どもが保育園にいつてる頃に、当時はまだ前の中村町長でしたが、子どもを迎えて歩きながら帰っていくと、普通に町長も歩いて帰られて、子どもが卒園式とかで聞いて覚えるのか知らないですけど、阿武町長中村さんとかいいながら手を振ったりとか、そういったこともあったりとかして、

すごい親しみやすい町だと思います。

やはり小さい町の強みっていうのは、先ほどのレスポンスの話もありましたけど、やっぱり個々に行き渡る、本当、町対個人、いろいろな施策とかは対応はしていける、そういった可能性が非常に高い町だと思います。

実際、また以前の職場の話をする、ホテルとかにも大きいホテルで、大人数使って高い宿泊料金をいただいて、充実したサービスが受けられるってこれあたり前だと思うんですよ。ただ逆に、本当に客室数が1日3部屋限定とかで、夫婦2人でしっかり本当おもてなしして、手ごろな料金ですごい充実したサービスをされる、阿武町はどっちかっていうと、そういった小さいおもてなしがすごい旅館側っていうか、そういった方になれるような町だと自分はすごい感じてますので、そのあたりしっかりなんていうんですかね、本当にこの町の行政は素晴らしいといえるような、本当きめ細かい、町民に寄り添う形で今後も行政の方進めていただけたらと思います。以上で自分の質問というか、お話を終わらせていただきます。

○議長 町長。

○議長 まさに3,000人の小さな町の強みを活かすというふうなことで、町民の方々に一番近い距離でやっていくことが阿武町らしい行政のやり方だというふうに思います。そしてまた、先ほどのようないろんな事業につきましても、まだまだまさに国県が今どんなの出してくるか、全く今わかりません。ただ、何がしかのことは出てくるだろうというふうには思っておりますが、それを見極めてですね、もっとこう足りんところがあるということに判断しましたらですね、後ほど財源の話も上村議員のときにもありますけども、阿武町も経常収支比率が73ということで、県下でもう飛びぬけて良いんですけど、そういうふうな状況がありますので、それなりの余裕っていったらちょっと何か口幅ったいい方ですけども、何かあるときに、それではというふうなことはできない環境じゃない、財政環境じゃないというふうに思いますから、必要なことにつきましては、1番最後に申し上げましたように、これは必要だというふうなこと、例えば商品券事業もう1回やるべきだというふうなことが感じられる、あるいは他でそれが充足されてないとかですね、そういったことがありましたら、それは躊躇なくやっていきたいというふうに思います。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、松田 穰議員「ないです」という声あり。)

○議長 再々質問ないようですので、これをもって5番、松田 穰君の一般質

問を終わります。

○議長　ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

休憩　12時06分

再開　13時08分

○議長　昼食のための休憩を閉じて、一般質問を続行します。

○議長　続いて2番、上村萌那君、ご登壇ください。

○上村議員　上村でございます。午後もよろしくお願ひいたします。

通告に従いまして質問いたします。阿武町の子育て支援についてお伺ひいたします。異次元の少子化対策、子どもファーストといった子育てに関するワードが話題です。そこで、阿武町でのこれからの子育て支援について、2点お伺ひいたします。

まずはじめに、経済的な支援とその財源について伺ひます。

少子化は、阿武町や近隣市町だけの問題ではなく、日本の国としての大きな問題です。本来、子育て支援策の特に保育料無償化や、高校の授業料の実質無償化、児童手当の増額や所得制限撤廃、また、年少扶養控除の復活のような経済的な支援について、まず国が推し進めていくべきものであると私は認識しております。そうでないと、財源のある自治体とそうでない自治体で格差が広がってしまいます。以前、令和3年度6月定例会において、松田議員より、子育ての経済的支援について質問がありました。当時、子どもたちの就学支援について、各々が購入する制服や学用品などの個人の持ち物に対して、町が金銭的に援助するつもりがないと町長からお答えいただいております。

また、給食費に関しても、令和4年度より、森・里・海の恵みで育つ給食事業として、阿武町の特産品については補助していくが、無償化は考えていないとの考えを示されています。大きな理由としては、財源の問題であったと記憶しております。ただ、少子化が加速する中で、国の施策がなかなか進んでいかない部分に、スピード感をもって実施できるのが自治体の独自施策です。

阿武町では0歳からの保育料無償化と、国の3歳児からの無償化で、合計6年という中期的な支援を実現しており、子育て世帯の経済的な負担を大きく軽減することができました。昨年度から少しずつですが、阿武町生まれの新生児の数も増加傾向にありますし、子育て世帯の転入もありました。そのほかに、令和3年度から、出産祝金を大きく拡充し、目玉施策の一つと位置づけています。

さらに今、全国各地で自治体を主体とした子育て支援が加速する中、町独自の経済面での支援として、令和5年度より、小中学校での給食費無償化案が示されました。これも小学校6年間と中学校3年間の合計9年間という、長期的な支援となります。子育て世帯にとって、要望の大きかったことが実現されるということで、嬉しい反面、この施策が長期的に続けていけるものなのか、さらに今後、他の経済的な支援は実現可能なのか、町の財政的な部分については、子育て世帯以外の町民にも関心が深いものであり、多くの方にご理解いただかなくてはならない部分であろうかと思えます。子育て支援の拡充と財源について、ご説明をお願いいたします。

続いて、子育て世帯や新婚世帯の意見をどのように収集されているのか伺います。

子育て支援が充実しているに越したことはないと思いますが、決して財源豊かな自治体ではない阿武町で、今後はどのような支援を実施していくのか、町でできることできないこと、さらにやるべきことを取捨選択していく必要もあると思います。そして、効果的な施策を実現するためには、どのような支援が求められているのか、当事者の声を聞いていくことが大切です。

また、阿武町はすでに他市町に先駆けて、さまざまな子育て支援施策をとっています。現在実施している事業見直し、よりよいものにしていくためにも、やはり当事者の意見を聞くことが必要です。

一言に子育て世帯といっても、親の介護と子育てが重なっている方、1人親の方、体調不良や病気を抱える方、子育ての環境はさまざまです。

昨今は、結婚や子育ての考え方の多様化も広がってきました。こうした多様な意見をどのように集め、町の施策に反映していくのか、現在の状況と今後について伺います。

○議長 ただ今の2番、上村萌那君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 上村議員から、阿武町の子育て支援について、財源そして意見聴取についてのご質問をいただきました。

最初に、阿武町の子育て支援の拡充と財源であります。

子育て支援の拡充につきましては、令和3年6月議会定例会において、松田議員から、制服や学用品等への修学支援と、学校給食の無償化についてご質問をいただき答弁したところでありますが、今回、上村議員の一般質問の中で、私が就学支援については支援するつもりはない、また、学校給食の無償化についても考えていないというふうな、ちょっと何かきつい言葉で答えたような印象を受けましたが、若干腑に落ちないというか、正確性に欠け、誤解が生じて

いるのではないかなと思う点がありますので、ここだけは議事録に沿って確認をさせていただきます。

まず就学支援についてであります。このことにつきましては、本日の米津議員に対する答弁のように、修学支援制度が相当充実していることを説明して、これから先が議事録であります。経済的な支援は相当な水準まできているように思います。したがって、その上に個人の持ち物にまで補助することが、町民全体のご理解を得られるかどうか難しい状況ではないかと考えております。ちなみに先ほどの学級費のうち、学習教材に補助している地方自治体は、調べた限りでは山梨県に1町ありましたが、その町も個人の持ち物となるものには補助しておりませんでした。と答弁したわけでありまして、支援するつもりはないというふうな、つっけんどんない方はしておりませんので、相当ニュアンスが違うんじゃないかなというふうに思います。

また、学校給食の無償化につきましても、議事録によりますと、これまで議会でも給食費の無償化への御意見もいただいたところでもあります。ちょっと中飛ばしますが、町民の中にも、個人が食べるものを公費で賄うことに対する根強い反対意見があるのも事実であります。ただ、給食費の軽減による保護者の負担軽減が、子育て支援の充実した町としてUターン、Iターンについての魅力の一つとなるということは、私も指摘のとおりだと思いますので、今後のいろいろな議論、そして財源の調達、また県内や近隣市町の今後の状況等を見極めた中で判断してまいりたいと考える次第であります。こういうふうに答弁しておりまして、バツサリ考えていないというふうないい方をしたわけではありませぬので、確認をしておきたいと思っております。

さて、前置きはさておきまして、本題に入りますが、給食費の無償化につきましては、私は実は随分と前から、いずれその時が来ると思っておりましたので、もう2年以上前になるかもしれませんが、まちづくり懇談会の場で、そしてまたみどり保育園の保護者、そして福賀の小中学校の保護者、小中学生の保護者、阿武小中の保護者、それぞれとのカジュアルトークの際に、このことについてみなさんの意見を聞いた経緯がありますが、そのときの印象的な意見は、給食の無償化の前に、地域の食材を使ったおいしい給食を出すのが先決ではないか、という意見があったのを鮮明に覚えておるわけでありまして。

そして、そうした経緯の中で、今紹介がありましたが、令和4年度から、町の特産品を多く使った森・里・海の恵みで育つ給食事業に取り組んだわけがあります。つまり、給食費の無償化を見送ったのは、財源という問題ももちろんないわけではありませんが、重要ではありますが、一番大事な要因は、いろいろな意見を聞く中でまだ機が熟していない、保護者にとりましては、それはいいのは当然であります。かたや一般からの反対意見もまだ根強く残っていて、あの時点では機が熟していないと判断したというのが実際であります。そして2



年が経過し、ここに来て、県内や近隣市町、あるいは全国的にも一部給食費の一部、あるいは完全実施をする市町が増えてきたことから、この際本町においても、学校給食費の無償化による子育て支援の拡充を図ることとしたところであります。

こうした中、ご質問の財源についてであります。本町の財政事情を申し上げますと、上村議員もご案内のとおり、長期にわたって県下で最も健全な財政状況が続いているところであります。具体的には、直近で数値が確定しておるのが令和3年度の決算でありますので、その状況におきまして申し上げますが、財源の弾力化の指標となる経常収支比率は73.0%、健全化の指標である実質公債費比率もマイナスの0.9%と、いずれも県下で群を抜いた数値で、トップをキープしているところであります。そして最も重要な町の貯金ともいえる基金残高と、逆に町の借金である地方債残高の数値であります。令和4年度末の基金残高は約29億6,000万円となる予定であります。私が町長に就任する前の平成28年度末が約20億2,000万円ですので、この6年約6年間で約9億4,000万円強を、これは1年に6で割ると、1年平均しますと1億5,000万円積み増したということになります。また一方で、地方債残高であります。これも令和4年度末の予定であります。約20億9,000万円でありまして、私が町長に就任する前の平成28年度末が約20億でありましたので、これにつきましては9000万円増加したということになります。

ただ、これにつきましては、議員もご承知のとおり、新規の起債につきましては、充当率100%の過疎対策事業債や緊急防災減災対策事業債に絞って起債しておりまして、毎年度の元利償還金は、その70%が地方交付税措置されますので、実質増加した借金は、真水で9,000万円の30%でありますから2,700万円が6年間で増えた借金ということになります。

要するに、この6年間で貯金が9億4,000万円増えて、借金が実質の借金が2,700万円増えましたということで、差し引きでは貯金が9億1,300万円増えたということになるわけでありまして。

このように私としては、財政運営については、基礎的財政収支であるプライマリーバランスを常に念頭に、この動向を注視しながら財政マネジメントを行い、将来の世代に大きな負担を残さないよう、地方債の厳選・抑制を図るとともに、財政運営で生じた余剰金につきましては、公共施設整備基金等の目的に応じた基金への積み立て等を行い、持続可能なまち作りに対して財政運営を心掛けてきたところであります。

縷々申し上げましたが、結論を申し上げますと、例えば、今回、学校給食費の無償化に要する経費につきましては、約1000万円が追加されるわけですが、先ほど申しましたように、現時点で毎年1億5,000万円を積み立てているわけありますから、そのうち1,000万円を使うことになるということにな

りまして、計算上は毎年の貯蓄が1億5,000万円から1億4,000万円になるだけということで、将来にわたって財政状況に大きな影響はなくて、例えば基金を積むとか、特別な財源を充てるとかではなくて、普通に一般財源で十分賄えるとの確信を持って給食費の無償化に取り組むこととしたところであり、ご心配には及ばないというふうに思っております。

次に二つ目の、町民のみなさんからの多様な意見をどのように集めて町の施策に反映していくかという質問であります。

先ほども申しましたが、これまでみどり保育園の保護者のみなさんとのカジュアルトークを何回か開催してきましたが、このカジュアルトークと銘打った懇談会につきましては、私が町長に就任して以来、お互いに胸襟を開いた気軽な懇談会として、保育園の保護者のみなさんをはじめ、小中学校のPTAの保護者のみなさん、地域の若いみなさんも多く参加している福賀の農村青年協議会のみなさん等々、それぞれ膝を交えて、不定期ではありますが、何度となく開催しております。

また、各種公共的あるいは農業や漁業に関する各種の団体の会合、あるいは懇親の場にも数え切れないぐらい参加し、時にはグランドゴルフ大会にも参加しながら、いろいろな形で多くのみなさんとの意見交換を行ってきたところでありまして、私のスタンスとしては、いつでもどこでもご要望があれば出かけていって、関係者のみなさんと気軽に懇談するということを基本としているところであります。

また、その中で出てきたご意見については、午前中もいいましたが、私の政治姿勢は打てば響くという形で、良い意見参考になると思われる意見については、レスポンスよく施策に反映するように努めているところであります。

保育園の休日の保育の時間の30分延長や、土曜午後の開園もそうであります。また、児童クラブの平日の終了時間の延長や、土曜日や長期休業期間中の長期休暇時の開始時間を早める措置もそうであります。最近では、上村議員からもご意見のありました、ファミリーサポートセンターの利用もそうであります。

高齢者のインフルエンザワクチンの接種の無料化もそうであります。また、デマンド交通もそうあります。例を挙げれば切りがないわけですが、私は今後もこの姿勢を貫いて、あらゆる場面で、町民のみなさんの意向や要望を広くお聞きし、施策に反映し、子育て支援や福祉、あるいは魅力ある町作りに反映できるよう努めてまいりますので、議員におかれましても、広く町民のみなさんのものも含めて、ご意見を今後もお聞かせいただいたらと思っております。ところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長 2番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○上村議員 すいません、町長にご訂正いただきましたけど、当時そのときの当時は、ちょっとそういうことはまだ考えていないというお話だったかと思いません。それはもうご訂正いただいたので、ちょっと私の言葉じりがちょっと強すぎたかな、そこは反省しております。

質問としてはですね、阿武町の子育て世帯、子どもとその保護者というのが、阿武町の人口から見るとですね、一部大体15%ぐらいかなと思うんですけども、一部のところに予算を投じていくということに関して、先ほども町長の方からもありましたけど、個人の持ち物や食べるもの、こういったものをですね、公費で賄うということに抵抗があるという町民の方もいらっしゃる、そこにですね、以前の6月のご回答では、ご理解いただくのが難しいっていうご意見もあるよという話だったと思います。

今ですね、給食費無償化というのもですね、先ほども町長も言われましたけど、保護者が給食費を払うし、ただ良いものを食べさせてほしいということで、森・里・海の恵みで育つ給食事業、これが始まったと、何か保護者の方としてですね、給食費を払いたくないとかそういったことではなくてですね、子どもたちに一律でやっていける支援っていうのが何なのかということ考えたときに、給食費だったのではないかなと私は個人的に思っております。子どもたちに一律でできる支援を何かと考えたときに、何かこう現金をあげるとか、そういったことではなくて、給食費ということで、一律に保護者の負担を軽減していこうというものだという意図かなと個人的には受けとめております。

そういったことをですね、今まで抵抗感のあった町民の方にもですね、多くの町民の方にご理解いただいて、一緒に子育て世帯を応援していただくということが大切だと思っております。

今、阿武町いろいろな施策を実施しておりますし、阿武町が子育て支援事業の先進地としてですね、阿武町全体で子育てを応援していくという雰囲気が出てくれば良いなと思っております。今後もですね、町長の方から町民のみなさまへ機会があるたびに説明などを行っていただければと思います。

それとですね、昨年度もですねいろいろ保護者との懇談会があったかと思いませんが、その際にさまざまなご意見を反映した施策、これは4年度も実施することができました。

例えば、海外青年招致事業として、小学生の英語教育を充実させることもできましたし、先ほど言われた児童クラブの利用時間の延長、これもできました。

さらにですね、当事国の施策であった、18歳以下の子どもへの10万円の給付、これについても、当初は町としてクーポン50,000円と現金50,000円、合計100,000円ということだったんですが、子育て世帯の意見を受けてですね、100,000円の現金給付、これになりました。

参加された保護者から、今まで子育てをされていてここまで自分たちの意見が反映されたと実感できたのははじめてだったと、とても嬉しかったというご意見をいただきました。保護者全ての意見を取り入れることはできなかったとしてもですね、行政と直接対話することで、保護者に安心感を与えることができたのではないかと考えております。

ただ一方で、このカジュアルトークでどのようなご意見があったのか、どのような返答が町長・教育長から行われたのかについていうことを、参加されてなかった役員以外の一般の保護者の方にどのように伝えられているのでしょうか。なかなかちょっとどういった話があって、どういった返答があったかということが伝わっていないのかなというような印象があるのですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 ちょっと2～3申し上げますが、まずですね、財源の問題については先ほど申しましたように、平均で均すと1億5,000万ぐらい毎年積んでおるというふうな状況で、私はその中から1,000万円を出した、全然大丈夫ですよという話なんですけど、私が思ってるのはですね、そういったこの6年間、約6年間やってみた中で、もう少しですね、自分としてはサービスが足りないと思ってるんですよ、還元が。ですから、今子育て支援のところは何ていうんですかね、形の見えるというか、みなさん方に実感してもらえる形で子育て支援のところに重点的にしておりますけれども、もっとそういう子育て支援の世代はもちろんですけど、そうじゃなしに高齢者であったり、あるいは、いわゆる生産年齢のところ、ここですね、そういったところにも何かこの町で良かったなあというふうなことを実感してもらえないかなというようなことを考えております。あの、何ていうんですかね、単発的な刹那的な、今の商品券事業であるとか、これはもう単発でありますから、私はそうじゃなしに、恒久的にそういったことがみなさん方に実感していただける阿武町独自のことができないのかなということで、いつも何かできないかなということを職員にもいってるんですけど、ここだけじゃなしに、ここを何かないかという話をいつもしておるんですけども、一つの現れ

として、今のこれはこっちになるかもしれませんが、例えばインフルエンザ、75歳以上のインフルエンザもただにしましたよね、そういったこともありますし、これらにつきましても、もう少し全体に何かできないかなあというふうなことを思っておりますし、これはちょっと今からのことで、今どうこうということは、早歌を歌いませんけれども、コロナのワクチン接種についても、これがインフルエンザと同じようになったときに、また、その中で何かここで、こことここだけじゃなしにですね、こちら辺にそれがみなさんに恩恵がいけるようなことができないのかなあというふうなことも考えておまして、今1億数千万円、9億、6年間で9億という大きなお金が今ありますから、そこらはいろんなことを考えながら、他所の状況等も見ながら、もう少し今からみなさま方全体にですね、還元していくことも施策として考えていきたいというふうなことであります。このことにつきましては、職員の間でもいろいろ検討をしてもらっておるところであります。

そして、もう一つ大事なことは、子育て支援、何で町長はそこばかりお金突っ込むなよというふうな話もありますけれども、やはり町の活力というのは、ここに始まると私は思います。やはり、子どもたちの声が聞こえる、あるいは、そういった子どもを産んでいただける世代、20代30代40代、生み育てていらっしゃる世代が元気でなければ、町は元気でないというふうに思いますし、また、今だんだん時代が変わってきたと思います。子どもを育てるのは親だ家族だという時代から、それもそうだけれども、やはり地域の子もだ、国の子もだ、町の子もだ、だからそこに町がお金を突っ込んでもいいじゃないか、社会全体で子育てしましょうよっていうのはそういう機運はできてきておるといふふうに思いますから、これに乗っかるわけではありませんけれども、やはり、今からも子育て支援みんなで子育て支援を応援していく町、それを良しとする町にしていきたいなというふうに思います。

最後にトークの内容の話であります、一部は広報で載せたように思いますが、全部が全部、実際に載せられるわけでもありません。まちづくり懇談会は概要みたいなのを作って広報で載せますけれども、他にいろんなトークがあります。先ほどスポーツ行事で、グラウンドゴルフとかですね、いろんなことにも参加します。そのときにもですね、ちょっと町長さん聞いてくださいとかいって、いろいろあるんですよ実際にはいろんなことが、ですからグラウンドゴルフにも行き、何とかの懇親会にも行き、漁協の何とかの集まりにも行き、農家らの何とか生産組合の今日は初出荷だとかいえば行ってですね、そこですぐに帰らずに、そこで食べるわけですね。そうすると、いろんな意見が聞かれる、私はそれが大事だなというふうに思っています。雑談が大事なんですよ。そう

いうところに、どねーかねって声をかけて、そういったことが親しみやすく、構えられるじゃなしにですね、自分でいいたいことを言えるというふうな雰囲気をごちらがやっぱり作っていかなくちゃいけないと、いうふうに今ちょっと脱線しましたが、いろんなトークの中身について、全部が全部みなさん方に周知することは難しいかもしれませんし、から、むしろ私の方からお願いしたいのは、それを町の方が取りまとめるっていうんじゃないしに、それぞれの例えばPTAの会報の一部に載せていただくとか、あると思うんですよやり方も、だからみなさま方の方もそういったことを工夫を凝らしていただいて、少なくとも、例えばPTAであればPTAの保護者のみなさま方にこういう話をして、こんな返事がありました、来年からやってくれるようにお話もあるし、行ったけど全然つれなかったよでもいいんですよ。そういうことをですね、みなさんに、私の方からはやっぱり限界があると思うんですよ、いろんなところに出かけていくんで、ですから、むしろみなさん方の方でそういったことを配慮していただいたらありがたいなというふうに思います。以上です。

○議長 2番、再々質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○上村議員 今、町長からですね、小さい町ですので、ちょっといろいろな方に話しかけられてですね、話を聞いてくれということもあると思うんですけども、なかなか私たち世代だとですね、町長がいるから話しかけようとかですね、町長に話を聞いてもらいたいとか、なかなか話しかけていい人なのかどうかっていうのもあると思うので、また、いろいろ今後もですね、町作り懇談会だったり、カジュアルトークだったりですね、町長と話せるよっていう機会がですねあればPTAのみなさんも参加されて、またPTAの方、学校の方からとかもですね、また保護者の方にご周知いただければと思います。

それと話がちょっと変わりますけれども、今、阿武町としては、経常収支比率、健全であり一般財政もいろいろな施策ですね、子育て世帯以外にも十分対応可能ということでもありますけれども、今、国の施策でですね、新しくはじまった、出産子育て応援給付金、これは妊娠時と出産時にそれぞれ50,000円で合計100,000円の給付があるわけですけども、これは国の施策なんですけれども、国の負担が3分の2で残りの3分の1の分の半分ずつで、6分の1が県の負担で、さらに6分の1が阿武町の負担となっております。

その国の施策でもですね、一部が自治体負担となっていることにおいてですね、こういった子育て支援に関しての予算についてですね、町から県や国に要望

していくということについてはどのようにお考えか、お願いいたします。

○議長 町長。

○町長 今のおっしゃることについては、予算化しておるといふふうに思いますけれども、大概のものについて、義務的負担というんでしょうかね、国が、普通の場合は国が半分出す、あと町と県で半分ずつ出してくださいよ、みたいなのが一番多いパターンでありまして、さらには、もっと細かいことをいいますとですね、多くの場合は、その町が出したお金に対して、例えば裏財源として過疎債とかが充てられるようになってるんですよ、大概の場合、特に国が打ち出したものについてはそのようなものが多いと思います。ですから、結果、全体でいうたら4分の1、今は6分の1での話でしたけど、4分の1を町が出す場合が多いんですけど、4分の1を出して、4分の1出すけど7割が今度は地方交付税として返ってくるんで、真水的にはもっと少ないような、要するに15%ぐらい出せばいいというふうな話になっていくというふうに思っております。

いずれにしてもですね、国やら県いろんな施策を展開されます。例えば出産につきましても、今は出産が今度また出産手当ですかね、今まで420,000円ぐらいでしたか、これが今度は500,000円、480,000円プラスで、約500,000円になりますよね。そういったことで、それが足りるか足りないかというのはちょっとよく分かりませんが、そのぐらいかっていうふうな感じもしますけども、それに出産の祝、いろんな国が出す制度、そして、段階に応じて出される制度もあります。町のように出産、出産やなしに出産と同じですけど、要するに1子2子3子でそういうお祝い金をあげる制度もあります。

そういったふうなことをいろいろ組み合わせていく、そして、まだもう少し今後考えなきゃならないというのが、やっぱり節目の何ていうんですか、例えば入学時とか、そういうのを先ほどの要保護準要保護のときにお話をしましたけれども、そういったことも若干今後町としてやっていかなきゃいけないのかなというふうなことを私は思っているわけでありまして、話がまとまりませんが、何にいたしましても、国とか県とか町全体で支援をしていく、そして必要な、何ていうか紐つきの財源についてはもちろん出していくというふうなことでありますし、さらに、それプラスアルファの阿武町の独自の施策について、きちんと財源を確保して、今まで以上に充実してさしていくということについては、今からも一生懸命努力していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 以上で2番、上村萌那君の一般質問を終わります。

○議長 続いて4番、西村容子君、ご登壇ください。

○西村議員 4番、西村容子です。通告に従いまして質問いたします。

現在、阿武町の人口は、令和5年1月末3,064人となり、もうすでにこの1年後に3,000人以下となるのではないのでしょうか。

さて、空き家バンクを平成19年に開設され、町営住宅や分譲住宅も整備されている状況です。

そこで、人口減少の歯止めに、令和4年度定住対策ソフト事業として、定住奨励金の交付、およびサポート町民の拡大を大きく推進されています。

このような現状の中、昨今は周囲を見渡しても空き家が増え、中には解体される方もずいぶんとおられます。そして更地となり、駐車場にされていますが、長年そのままとされ、倒壊寸前の危険な家もあります。ましてや、密集地だと安心してそばを歩けないのではないのでしょうか。

現実、高齢者が1人で暮らさなくなると、施設入所か入院となり、その後の管理ができなくなっております。

そこで、ある近所のお話ですが、所有者は他県に住んでおられても、親戚の方が管理されていますので、瓦が道路に落ちていきますとお話をすると、早速修理されました。全ての方がこのような処理はできないと思います。この頃は、多数の方、所有者が遠方の暮らしでなかなか帰れない、少子高齢化の中、家族形態も大家族から核家族化へ大きく移行しております。また、実家が近くにあっても、別家庭で別世帯での暮らしの生活が多くなっております。そして、少子化のため子どもがいない家庭もあるのではないのでしょうか。

双方の親の面倒見ないといけないというお話も伺っております。

空き家が長くなると廃墟となり、景観も壊し犯罪の温床にもなりかねません。また、害虫やゴミなどの悪臭の問題も起こります。そこで、売ることも貸すこともできない不動産となり、活用ができない空き家が増えていると思われれます。

この空き家対策は、去年の公金誤振込事件で、かなり議論が停滞したのではないのでしょうか。入居者の要望に沿って、利活用や住宅の住み替えなども検討し、今後早急に定住促進と地域の活性化のため、展開していただきたいと思っております。

ここで3点お尋ねします。

1、昨年3月に空き家セミナー何でも相談会を実施され、この会の結果をお聞きしたいと思っております。



2、令和4年度11ヶ月間の移住件数、相談件数、移住者数、空き家の登録数はいかがでしたでしょうか。また、令和2年度から3年度との比較はいかがでしょう。

3、昨年の9月議会定例会においてもお尋ねしましたが、宇田郷の町営住宅は1年近く空き家のままです。植え込みなどが繁り、暮れの作業時にボランティアが手入れをされました。家の傷みも酷くなると思いますが、管理はいかがでしょう。まだ入居予定はないのでしょうか。町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の4番、西村容子君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 ただ今は空き家対策について、大きく3点のご質問をいただきましたが、順次お答えいたします。

まず第1点目の、空き家セミナー&何でも相談会についてであります。

この相談会は、平成30年の7月から、阿武町暮らし支援センターshiBanoで開催しております、住まいに関する教室、通称すみクラスのことと思いますが、セミナーの講師には、阿武町と空き家等の利活用に関する包括連携協定を結んでおります、一般社団法人山口県古民家再生協会の代表の方にきていただいて、実施をしております。

内容を申し上げますと、第1回は家の将来について考えようというテーマで、同時期に作成し全世帯に配布した、家の未来帖の冊子を活用し、家の将来について、県内各地の事例なども交えて勉強会を開催しております。なおセミナーは不定期であります。昨年3月までに、空き家の利活用、そして相続等の手続き、家の老朽化チェック、家の解体費用、古民家再生利活用の事例、売買賃貸のために必要なこと、空き家バンクの登録方法など、10回、合わせて10回を開催してきたところであります。

また参加者であります。定員は20名としておりますが、毎回5～6名程度の参加で、少し残念なところもありますが、こうした民間の業者から、実際に実情に即したお話が聞けるのは、大変な有意義なことであるというふうな意見も伺っているところであります。

次に2点目の、空き家バンクの利用状況についてであります。この空き家バンクはご案内のように、平成19年度から本格的に実施してきたわけですが、私はこの事業は、町の定住施策の推進に大きく寄与しているというふうに評価をしております。

なお、ご質問は令和2年度からの移住件数、相談件数、移住者数、空き家の登録実績ということですが、まず移住件数であります。令和2年度が15件、令和3年度が11件、令和4年度が2月末までで11件となっております。

次に相談件数ですが、令和2年度が207件、3年度が226件、令和4年度が308件と、年々増加をしてきております。

次に移住者数ですが、令和2年度が21人、3年度が15人、4年度が23人となっております。

そして最後に、空き家の登録件数であります。令和2年度が15件、3年度が16件、4年度が9件となっております。田園回帰の流れもあって、各市町で過当競争になっているところもありますが、私といたしましては、本町においては順調に推移しているというふうに思っております。

ただ、空き家の新規登録につきましては、すでに相当数が登録されて、移住の用に供されておまして、新規の物件が枯渇しておる、出にくいような状況になっておるのが現状であります。このことにつきましては、今後、空き家の登録促進のために、来月に開催を予定しております自治会長集会においても、5年ぶりに空き家調査を実施するというふうなことでお願いをする予定としております。

また、昨年12月議会での白松議員からの家の未来帖の増刷の提案ですが、これにつきましても、新年度予算、当初予算にも計上させていただくことはご承知のとおりであります。

なお、先ほど紹介しました、山口県古民家再生協会には引き続き阿武町の空き家バンク事業に関して、専門家としてのアドバイスをいただくこととしておりました。また令和5年度への繰越事業にはなりますが、宇生賀地区の古民家をリフォームしての4分の1ワークス用のシェアハウス整備事業の施行についてもお願いをしているところでもあります。

最後に3点目の、宇田郷の公営住宅の管理状況および入居予定であります。

まず住宅の管理についてであります。これはどの町営住宅も同じですが、前の入居者が退去した後は、ハウスクリーニング、そして傷み具合によりましては、障子やふすま紙、そして壁紙等の張替えを行うとともに、外回りの草刈りや生垣の剪定を行い、次に入居される方が気持ちよく生活をはじめられるように配慮しているところでもあります。

なお、昨年12月に地元の有志の方々が、宇田ふれあい体育館の環境整備に合わせて、宇田の公営住宅付近についても、生垣の剪定や草刈り等をしていただいたことにつきましては、感謝申し上げる次第であります。

家の中の痛みであります。先般、宇田の住宅であります。家の傷みについて、先般、担当職員が確認をしたところ、1号住宅2号住宅ともに退去してからおよそ1年が経過しておりますが、壁や床、畳などには傷みやカビの発生などはなく、また匂い等の問題がなくて、退去後に清掃したときと変わらない状態を保っております。現時点では問題なく入居できることを確認したところではありますが、今後このような状態が続くようであれば、担当課ある

いは宇田郷支所の職員等において、定期的に窓開けや換気等を行うことを指示したところであります。

次に、直近の入居予定であります。残念ながら現時点では予定はありません。ただ、昨年9月の議会の答弁でも申し上げましたが、これはあくまでも一時的なものと考えておまして、今後、宇田郷地区におけるニューファーマーやニューフィッシャー等の移住希望者があれば、即入居が住居が提供できるということで、定住のチャンスを逃がさずに済むとも思っておりますし、現在においても、海の近くがいいとか、広い方がいいとか、いろいろと希望があるわけですので、宇田郷地区の公営住宅もしっかり紹介していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。

○議長 4番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○西村議員 あの本当に5年、10年前というのは家が密集して、すごい人も多くなって、もう今の状態だったら、空き家と空き地と寂しい限りのなんか雰囲気にはなりましたが、空き家をせっかく利用できるような方法をどんどんですね、これから活用していただければ、また雰囲気も変わり、移住者との交流も地域もしっかりしないといけないんですけど、そういう方向に、もうできれば早急にしていただけないかということで、この度質問をしたわけですが、ご回答をお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 先ほど答弁申し上げましたが、今本当に空き家が不足しておる、無線等で流しますけれども、本当に不足しておって、移住者がいらっしゃっても、そういう方っていうのは、大概町営住宅だとかというようなところは嫌なんですよ、やっぱり一軒家がいいんです。それも海の近くとか、まあ自分のライフスタイルに合わせたところが少しは古くたって構わないと、自分でお金かけてでも、そこに住まわすために、修繕もやっていくということで、やっぱり一軒家がいいという話とか、もう海の見えるところでなけんにゃいけんとか、いろいろ要望ありますが、なにせ弾がもう不足しておるのが現状で、即入居できるようなものがほとんど出払っておりますから、私どもとしても空き家がほしいという、本当に切実な気持ちです。それがもしかしたらネックになって、移住者が受け入れられないというふうな状況になる、落ちる可能性もあるというふうな今状況であります。

先ほど、移住者の相談件数等も申し上げましたように増えているんです、毎

年、それはやっぱり田園回帰という気持ちなのか、東京一極集中また戻ってやるような話もありますけども、やっぱりそういうとこでじゃなしに、自分のライフスタイル、新たな自分らしいライフスタイルが主体という方達が一定数いるのは間違いない、それがやっぱりそういうところを求めて、いろんなところをネットサーフィンしながら探し求めているというふうなことだろうと思います。ですから、しっかりと今度自治会長集会あたりのときには、自治会長さんをお願いして、もう1回掘り起こしをしたいなというふうに思っております。

それと、もう1個これは深刻な問題であります、老朽空き家、もう使うことができない空き家を放置されているのがありますよね、宇田郷地区でもあります。それがみなさん方に迷惑をかけるというふうなことで、崩していただければ、それはそれで迷惑はかからなくなるんでいいんですけども、私は知らない私は知らないといってですね、法定相続人の方々が、みんな知らん知らんといって、結局誰も管理をしないというふうなことがだんだんと増えてきますが、今回新たな施策として、空き家の撤去費に一定の補助金を出して、撤去していただくというふうな制度も令和5年度から設定いたしまして、予算化もしております。

こういったこともですね、今からしっかりと進めていく中で、空き家の掘り起こしはもちろんであります、その反対側のもう使えない家については、綺麗にみなさんに危険を及ばないように、そしてそこに周辺の景観を保つように、するようなことで今予算もしておりますから、それが本当に有効に活用できればいいなというところでもあります。

それともう一つ、今の住宅の件であります、例えば町の職員とか、例えば独身の職員とか入れれば入れられんわけは無いんですが、さすがにですね、例えば宇田郷のあの1号住宅2号住宅という、もう世帯で子どもさん達がいても住まわれるような住宅ですよ、そこに独身の男性ぽっと入れる、女性でも同じですけど、町の職員を入れるというのはですね、さすがに、あまりにも勿体ないということがあってですね、なるべくそういう家族でぽっと入れられるような、それもなるべく新しいようなものについては、使わないようにしてるんですよ、あまりにも勿体なさ過ぎるということですね、そこはですね、なんで入れないのよとかですね、職員がおるじゃないのとかですね、毎年新規の職員が入ってきますけれども、その人たちは、もう少し別なところでですね、自分に見合ったような家族構成で住めるところにさせていただいて、そういう宇田の1号住宅2号住宅、あれやったら家族と子ども2人3人やったら十分住まわれる規模だというふうに思いますから、そこは、ちょっとやっぱり温存しておくということはそういう思いもあるということは、何でほったらがしてるかと言われることもあるかもしれませんが、そういう思いも片方にはあるということだけはご理解いただいたらというふうに思います。以上です。

○議長 4、再々質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○西村議員 ちょうど、その町営住宅2軒が家族連れで、子どもさんが急にいなくなりまして、みんな寂しいという思いがすごいある、で駐在所も子どもさん3人と、あの2件が3人ぐらいおっちゃったんですね。だから、ぱたっと火が消えたようになりました。やっぱり子どもがいないというのは寂しいねっていうのはそこにあるわけです。できれば、しっかりと入居されたい方があったらお願いしたいと思っております。

それともう一件は、例の本当老朽空き家の、この施策には入りましたが、何とか親戚というか、調べて解体の方向にはいかんものかなと、浦の方にも一軒そういうのがすごいのがありますから、網がしてあって、いつ落ちてくるかっていうような、サッシが上から下がってますからね、大風が吹いたときなんか、人間っていうか、通り道に人がケガしても遅いですし、まあ自治会の方もそれは十分分かるとるんでしょうけど、できれば早く手立てはできないのかなと思って、それは一番やっぱり危険が、本当に危険を目の前にして通るというのは、ずっと原っぱの中の一軒家だったらそうは思いませんが、あれだけ出入りが多い道路ですから、何かいい手立てはないものかなと思っております。以上です。

○議長 町長。

○町長 あちこちにそういうのが散見されるわけでありましてけれども、やはり、今回新しく100万円という予算を組んで、そういった方にお声掛けをして、所有者、あるいは相続人の方にお声掛けをして、まずは自力で、補助金を出しますから自力でやってくださいよという、これが第一段階、これを今回手立てをしました。そして、それでもですね、もう全然応じていただけないということになれば、特にそのことそれを放置することによって、地域の方々に大変な迷惑をかける、例えば道路の方に倒れて出る、瓦が滑って歩行者あるいは車両等に当たる、そういうふうなことが明らかである、あるいはそこが何かの動物の棲家になるというふうなことが懸念される場合には、次の段階として、危険空き家として指定して、強制代執行という道も開かれております。法律的に今できるようになりました。ですから、そういったことも次の段階としてはやっていかなきゃいけないかなというふうに思う家もあります、確かに。それはその時点で、そういうふうに判断すればもうやらざるを得ないかなというふうに思いますが、ただ、多分ですけど

も、もう、あと、そこにかかった代執行にかかった経費、要するに解体経費ですよ、解体経費は所有者さんに請求できるような制度上はなっていますけれども、多分請求しても払っていただけない、と多分思われます。ですからそこは覚悟の上で強制代執行をする、ということは、もう近い将来において、何件かはやっていかなきゃいけないようになるのかな、というふうなことは思っています。

○議長 以上で、4番、西村容子君の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

散会 14時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

**阿武町議会議長 末 若 憲 二**

**阿武町議会議員 松 田 穰**

**阿武町議会議員 池 田 倫 拓**